

令和5年7月7日
子ども・若者部
児童相談支援課

児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討結果について

1 主旨

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)を踏まえた児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討について、世田谷区児童福祉審議会臨時部会での検討結果がとりまとめられたので報告する。

2 児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討について

(1) 検討の経緯

- ・ 児童相談所が関わる子どもの権利擁護については、児童相談所等が行政処分(一時保護、施設の入所措置等)を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、令和4年6月に改正法が成立したところである。(令和6年4月より施行)
- ・ 区では、今回の法改正への対応について、令和4年8月に児童福祉審議会の下に臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)(以下「臨時部会」という。)を設置し検討を行ってきた。令和5年1月には中間報告として、令和4年中の臨時部会で検討した内容と主な意見を取りまとめ、中間報告時点での目指すべき方向性が示されたところである。(令和5年2月10日福祉保健常任委員会報告済)
- ・ 中間報告以降、さらに臨時部会を開催し検討結果をとりまとめ、令和5年6月28日開催の児童福祉審議会本委員会において、「世田谷区児童福祉審議会臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)最終報告書」(以下「最終報告書」という。)がとりまとめられたところである。

(2) 改正児童福祉法の概要(臨時部会での主な検討事項)

子どもの権利擁護に係る環境整備(第11条第1項第2号リ)

都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等(第33条の3の3)

都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等に意見聴取等を実施することとする。

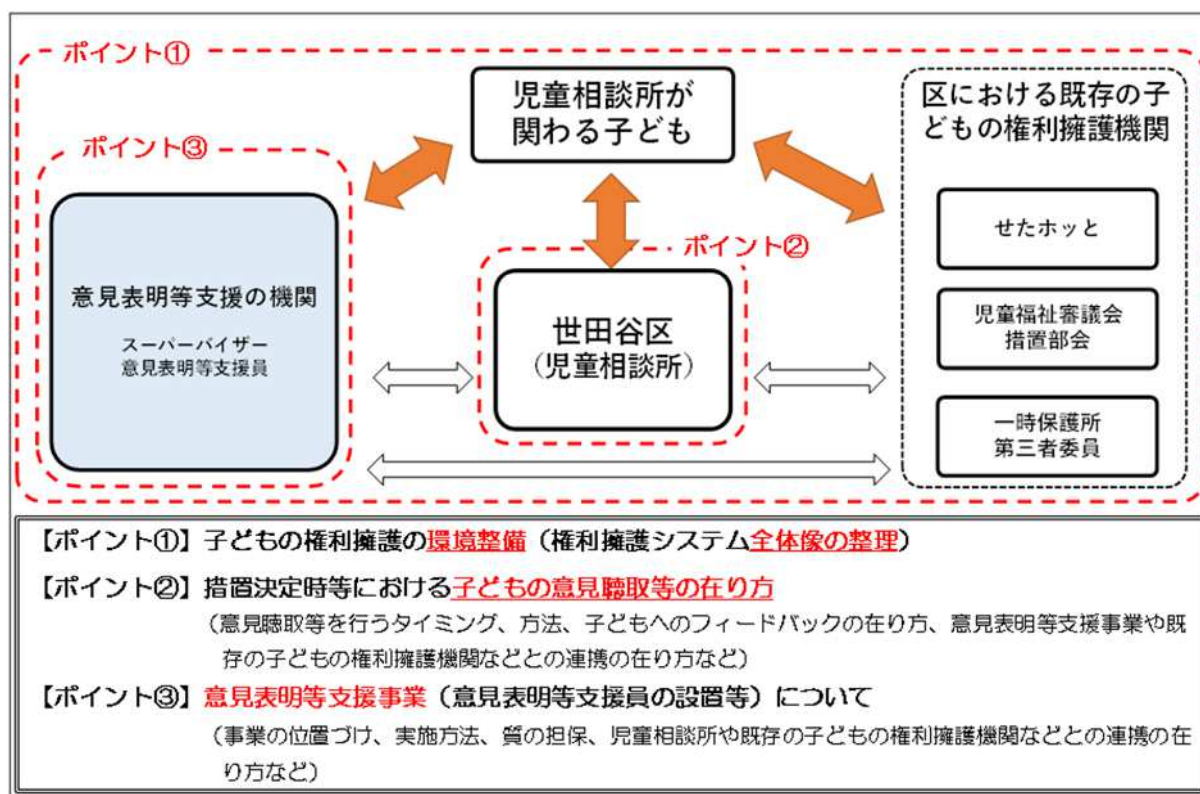
意見表明等支援事業の体制整備（第6条の3第17項、第33条の6の2）
 子どもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を新たに法に定める事業として位置づけ、都道府県はその体制整備に努めることとする。

意見表明等支援事業

児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象とし、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを助案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

児童相談所設置市である世田谷区の場合、上記いずれも「都道府県知事」は「世田谷区長」、「都道府県」は「世田谷区」と読み替える。

（参考）臨時部会所掌事項イメージ



(3) 臨時部会における検討体制及び経過

検討体制（臨時部会委員）

（五十音順、敬称略）

| | 所属・役職 | 氏名 |
|---|--------------------------------|-------|
| 1 | 弁護士 | 池田 清貴 |
| 2 | 東洋英和女学院大学 名誉教授 | 石渡 和実 |
| 3 | 日本女子大学 名誉教授 | 鵜養 美昭 |
| 4 | NPO 法人東京養育家庭の会 理事長 | 能登 和子 |
| 5 | 児童養護施設東京家庭学校 校長 | 松田 雄年 |
| 6 | NPO 法人子どもアドボカシーをすすめる会 TOKYO 代表 | 森 時尾 |
| 7 | NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長 | 吉田 恒雄 |

検討経過（中間報告以降）

| 部会 | 時期 | 議事内容 |
|------|----------|--|
| 第6回 | 2月24日(金) | ・意見表明等支援事業について |
| 第7回 | 4月19日(水) | ・意見表明等支援事業の大枠について ・児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等の意見表明支援に関する理解の促進について |
| 第8回 | 5月23日(火) | ・意見表明等支援事業の実施を踏まえた一時保護所第三者委員のあり方について ・最終報告書（案）について |
| 第9回 | 6月13日(火) | ・最終報告書（案）について |
| 本委員会 | 6月28日(木) | ・最終報告（児童福祉審議会本委員会） |

3 最終報告書で示された主な今後の方向性

(1) 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

児童福祉審議会措置部会を活用した子どもの権利擁護に関する仕組みの構築

- ・ 児童相談所が関わる子ども、主に一時保護や施設入所措置などの児童相談所の措置等に対する不満や不服に係る対応については、原則、児童福祉審議会措置部会（以下「措置部会」という。）を活用して権利擁護を図ること。
- ・ そのため、一時保護の決定時・解除時や措置等の決定後の経過の中で子どもの意向が児童相談所の援助方針と一致しない場合にも、児童相談所は措置部会から意見を聴くこと。また、子ども本人が措置部会へ申し立て、意見を表明できる仕組みを構築すること。
- ・ そのほか、区には子どもの権利擁護機関であるせたホッとがある。措置部会とせたホッとの存在や役割等を説明するなど、子どもの権利擁護機関の普及啓発に取り組むこと。

児童相談所職員等の意見表明等支援に関する理解促進に係る取組みの実施

- ・ 児童相談所が関わる子どもの権利擁護システム全体が十分に機能していくために

は、児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等が制度的アドボカシーとしての役割や、子どもの意見表明等支援の重要性を十分に理解し、子どもの意見を踏まえた対応を行うことが重要である。

- ・ そのため、子どもの意見表明に特化した研修や説明会を実施するなど、子どもの意見表明等支援に関する理解の促進に向けた取組みを進めること。

(2) 児童相談所による意見聴取等措置に関すること

- ・ 改正法に規定されている意見聴取等措置の実施については、具体的な聴取の方法や意見の取扱い等、国の指針等で示される内容に基づき適切に対応すること。
- ・ また、意見表明等支援員の活動は、児童相談所による意見聴取等措置が前提にあるものである。児童相談所が意見聴取等措置を行う際は、意見表明等支援事業について丁寧に説明し、意見表明の機会を実質的に確保できるよう取り組むこと。

(3) 意見表明等支援事業に関すること

- ・ 意見表明等支援事業は令和6年度から実施するものとして、区は本報告内容を踏まえ、さらなる検討及び必要な準備を進めること。
- ・ また、意見表明等支援事業は「意見表明等支援事業の大枠」に記載された内容を十分に考慮して組み立てること。
- ・ ただし、事業を展開していくにあたっては、区内施設や区内里親等関係機関の理解と協力が必要であることや、他自治体との調整、意見表明等支援員の担い手の育成といった課題もある。
- ・ そのため、事業を段階的に実施することや、実際に意見表明等支援員が活動を開始するまでに必要な準備期間を設定しながら詳細な実施内容を調整することなども含めて検討し、事業展開に係る課題一つひとつに丁寧に対応しながら取り組むこと。

4 意見表明等支援事業の大枠（要約）

(1) 対象者

施設入所、里親養育委託、児童福祉司指導を行っている子どもなど、児童相談所の意見聴取等の義務の対象となっている子どもを対象とする。

(2) 実施方法

外部委託により実施し、委託事業者が意見表明等支援員の確保・養成を行う。

(3) 意見表明等支援員の担い手

担い手

意見表明等支援員の担い手に基礎資格（弁護士、社会福祉士、児童福祉司任用資格など）は不要とする。ただし、委託事業者は意見表明等支援員が必要な専門性を確保できるよう人材育成を行うこととする。

専門性を確保するための方法

ア 区が定める到達目標を踏まえた研修カリキュラムを設定し、研修を実施する。

イ スーパーバイズ機能を整備し、意見表明等支援員の指導、教育やケース検討等を行う。

(参考)意見表明等支援員に求められる専門性の例(アドボカシーに関するガイドライン案抜粋)

- 1 アドボカシーに関する基本的な専門性(知識・態度・スキル)
 - 権利の主体としての子ども、子どものアドボカシー、意見表明支援員に求められる態度・スキル
- 2 社会的養護に関する基本的な専門性
 - 児童福祉制度の概要、児童相談所の業務と役割、社会的養護制度と権利擁護システム、児童福祉審議会の概要、在宅支援におけるアドボカシー、一時保護所におけるアドボカシー、代替養育におけるアドボカシー

(4) 意見表明等支援員の役割

意見表明等支援員は、子どもとの信頼関係の構築、子どもへの権利の啓発、子どもの意見の傾聴、子どもの意見形成支援、子どもの意見表明支援、子どもの意見を代弁する役割を担う。

(5) 意見表明等支援員の活動内容

- ・ 児童相談所の措置等の決定の場面、自立支援計画策定の場面において、子どもの意見・意向を確認し、必要に応じて児童相談所と内容を共有する。
- ・ 一時保護所中の子ども、施設・里親家庭で生活している子ども及び在宅指導中の子どもに対して、定期的に施設への訪問、あるいは子どもや関係者からの要請に基づき活動する。活動の中で、子どもとコミュニケーションを図りながら、日常生活における子どもの悩みや不満、児童相談所の援助内容、今後の見通しなどについて、子ども自らの意見または意向を表明できるように支援を行う。
- ・ 児童相談所の援助方針に不服がある場合の措置部会への申立てや、せたホッとへの相談について、子ども自身が行うことを支援するほか、子どもからの希望があれば、子どもに代わって行うものとする。

(6) 事業の評価検証

意見表明等支援事業の実施主体である区は、定期的に事業の評価検証を行い、事業の質の確保及び向上に向けて取り組むものとする。

5 今後のスケジュール(予定)

- ～令和5年10月 報告内容を踏まえた取組みの実施に向けた検討
- 11月 子ども・若者施策推進特別委員会
(意見表明等支援事業実施体制の報告)
- 令和6年 4月 改正法施行

改正児童福祉法抜粋（臨時部会所掌事項に係る主な部分）（令和6年4月1日施行）

〔事業〕

第六条の三

この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

〔都道府県が行う業務〕

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

（略）

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

（略）

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

〔意見聴取等措置〕

第三十三条の三の三 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

〔児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するための事業実施の措置〕

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

世田谷区児童福祉審議会臨時部会
(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)

最終報告書

(中間報告書からの更新箇所は下線で表記)

令和5年6月28日

～ 目次 ～

| | | |
|---|--|----|
| 1 | はじめに..... | 3 |
| 2 | 検討体制等について..... | 5 |
| | （1）検討体制（臨時部会委員）..... | 5 |
| | （2）臨時部会所掌事項イメージ..... | 5 |
| | （3）検討経過..... | 6 |
| 3 | 区の現状..... | 7 |
| | （1）子どもの権利擁護の環境整備に関すること（ポイント）..... | 7 |
| | （2）児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること（ポイント）..... | 11 |
| | （3）意見表明等支援事業に関すること（ポイント）..... | 11 |
| 4 | 今後の方向性..... | 12 |
| | 【今後の方向性 ～概要～】..... | 12 |
| | （1）子どもの権利擁護の環境整備に関すること..... | 13 |
| | 児童相談所の措置等に対する不満や不服への対応について..... | 13 |
| | その他の主な子どもの意見への対応..... | 15 |
| | 一時保護所第三者委員のあり方について..... | 16 |
| | 児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等の意見表明等支援に関する理解の促進 について..... | 18 |
| | （2）児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること..... | 19 |
| | （3）意見表明等支援事業に関すること..... | 19 |
| | 意見表明等支援事業の実施形態について..... | 19 |
| | 意見表明等支援員の役割..... | 20 |
| | 意見表明等支援員の担い手..... | 21 |
| | 意見表明等支援事業の実施方法..... | 22 |
| | 事業実施時の留意点..... | 23 |
| | （4）その他..... | 24 |
| | （別添）意見表明等支援事業の大枠..... | 25 |
| | （参考1）臨時部会での主な意見..... | 32 |
| | 第1回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）..... | 32 |
| | 第2回臨時部会での主な意見（委員及びヒアリング参考人からの意見）..... | 33 |
| | 第3回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）..... | 34 |
| | 第4回臨時部会での主な意見（委員及びヒアリング参考人からの意見）..... | 35 |
| | 第5回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）..... | 37 |
| | 第6回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）..... | 38 |
| | 第7回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）..... | 40 |
| | 第8回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）..... | 41 |
| | （参考2）ヒアリング実施概要..... | 42 |
| | 第2回臨時部会でのヒアリングについて..... | 42 |

| | |
|--------------------------|----|
| 第3回臨時部会でのヒアリングについて | 42 |
| 第4回臨時部会でのヒアリングについて | 43 |

1 はじめに

平成28年の児童福祉法改正により、子どもの権利保障が同法の理念として明確に位置付けられたほか、全て国民は、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないこととされた。

国では、この主旨を踏まえ、特に児童相談所等が行政処分を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、制度の見直しを行う必要があるとし、児童相談所が関わる子どもの権利擁護について検討が進められてきた。

国における検討結果を踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和4年6月に成立し、令和6年4月より施行されることとなった。このうち、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する内容は以下のとおりである。

【主な改正児童福祉法の内容】

子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ。

施設入所措置や一時保護をはじめとした児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこと。

子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めること。

子どもの意見聴取等の仕組みの整備

(出典：厚生労働省)

都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、**子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、**都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、**子どもの意見聴取等を行うこと**とし、子どもの**意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、**その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、**都道府県の児童福祉審議会等()による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。**

児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う**在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等()**に意見聴取等を実施
措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。
- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業(都道府県等の事業 都道府県、政令市、児相設置市)>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、**意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。**

また、世田谷区は、令和2年4月に世田谷区児童相談所を開設し、子どもの援助にあたっては子どもに対して十分な説明を行い、聴取した意見を援助方針決定に反映させるよう努めているところであるが、令和3年4月に世田谷区社会的養育推進計画を策定し、意見表明等支援員の設置など、児童相談所が関わる子どもの意見表明支援のためのさらなる仕組みづくりに取り組むこととした。

こうした背景を踏まえ、上記「主な改正児童福祉法の内容」に係る区の対応について検討するため、令和4年7月22日の世田谷区児童福祉審議会本委員会において承認を受け、世田谷区児童福祉審議会臨時部会(児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会)が設置された。

臨時部会では令和4年8月22日に第1回目の検討を開始し、計9回部会を開催し、令和5年6月13日に検討を終了したところである。

区における対応を検討するにあたっては、これまで子どもの権利擁護に率先して取り組んできた世田谷区として、子どもの権利擁護を担っている既存の機関や社会的養護の当事者からのヒアリングを丁寧に進めていく必要があることから、各関係機関や当事者からのヒアリングを実施しながら議論を深めてきた。

令和5年1月には、令和4年中に行った検討の中間報告を行い、最終報告に向けて目指すべき姿の方向性を示したところであるが、本報告書は令和5年中に開催した部会での検討内容も踏まえ、臨時部会としての最終的な検討結果として報告するものである。

世田谷区における児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関しては、この報告内容を十分に踏まえた仕組みを構築し、真に子どもの最善の利益に資するよう、必要な取組みを推進されたい。

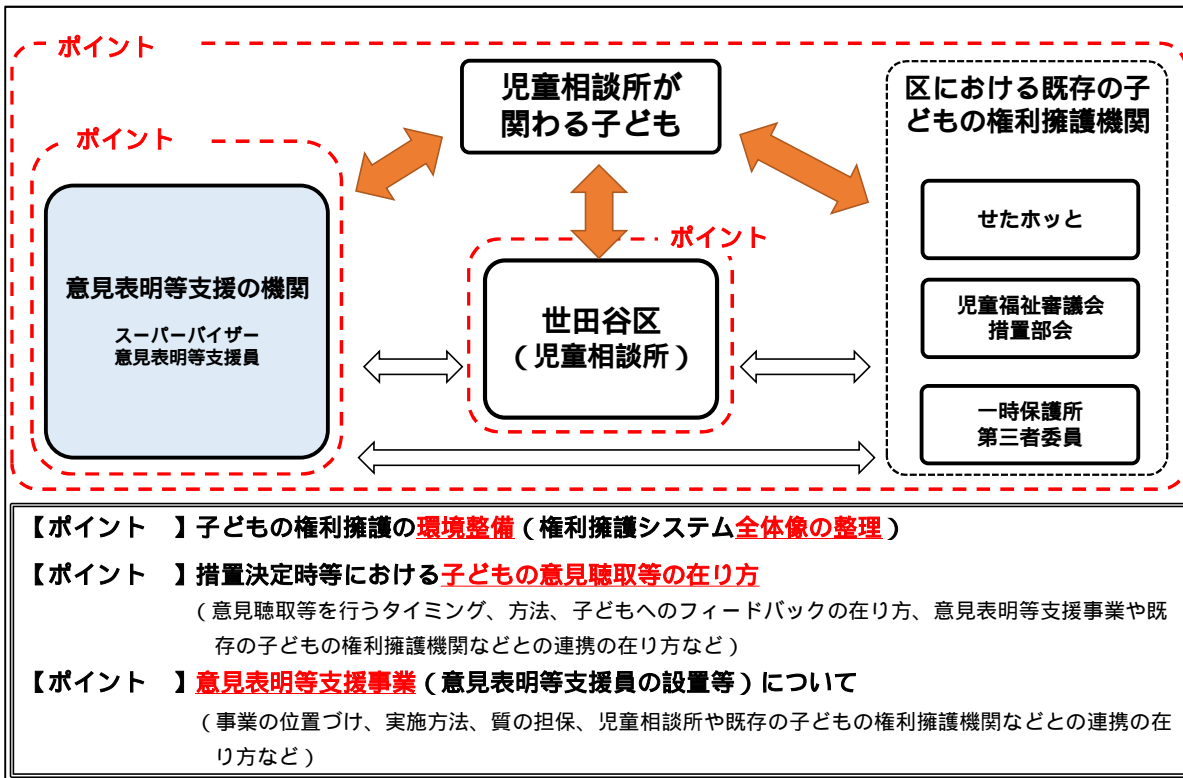
2 検討体制等について

(1) 検討体制(臨時部会委員)

(五十音順・敬称略・部会長)

| 氏名 | 現職等 |
|-------------------|------------------------------|
| イケダ キョウカ 池田 清貴 | 弁護士 |
| イシワタ カズミ 石渡 和実 | 東洋英和女学院大学 名誉教授 |
| ウカイ ヨシアキ 鵜養 美昭 | 日本女子大学 名誉教授 |
| ノト カズコ 能登 和子 | NPO法人東京養育家庭の会 理事長 |
| マツダ タケトシ 松田 雄年 | 児童養護施設東京家庭学校 校長 |
| モリ トキホ 森 時尾 | NPO法人子どもアドボカシーをすすめる会TOKYO 代表 |
| ヨシダ ツネオ 吉田 恒雄 | NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長 |

(2) 臨時部会所掌事項イメージ



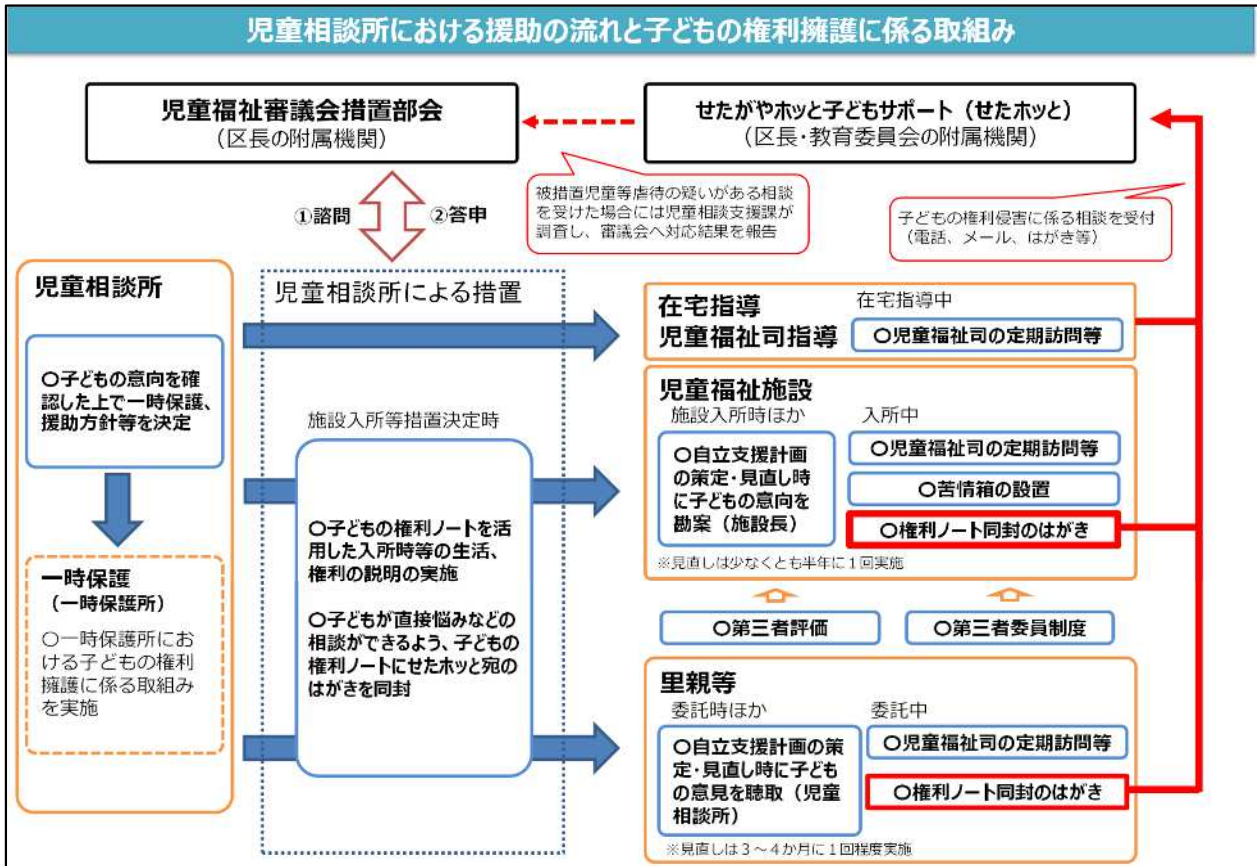
(3) 検討経過

| | 時期 | 議事内容 |
|------|-----------|--|
| 令和4年 | 8月22日(月) | 第1回臨時部会 ・臨時部会の進め方について ・子どもの権利擁護に係る取組みの現状について ・児童相談所における意見聴取等措置について ・関係機関等へのヒアリングの実施について |
| | 9月19日(月) | 第2回臨時部会 ・関係者へのヒアリング ・ヒアリングの振り返り |
| | 10月26日(水) | 第3回臨時部会 ・せたホッとへのヒアリング・振り返り ・審議期間の見直しについて ・中間報告書骨子(案)について |
| | 11月22日(火) | 第4回臨時部会 ・一時保護所第三者委員へのヒアリング・振り返り ・子どもの権利擁護機関の所掌イメージ(案) ・中間報告書(案)について |
| | 12月26日(月) | 第5回臨時部会 ・世田谷区の子どもの権利擁護機関における役割の整理 (児童相談所の措置等に対する不満について) ・その他の主な子どもの意見について ・意見表明等支援事業について |
| 令和5年 | 1月11日(水) | <u>中間報告(第3回世田谷区児童福祉審議会本委員会)</u> |
| | 2月24日(金) | <u>第6回臨時部会</u> ・意見表明等支援事業について |
| | 4月19日(水) | <u>第7回臨時部会</u> ・意見表明等支援事業の大枠について ・児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等の意見表明支援 に関する理解の促進について |
| | 5月23日(火) | <u>第8回臨時部会</u> ・意見表明等支援事業の実施を踏まえた一時保護所第三者委員 のあり方について ・最終報告書(案)について |
| | 6月13日(火) | <u>第9回臨時部会</u> ・最終報告書(案)について |

3 区の現状

(1) 子どもの権利擁護の環境整備に関すること(ポイント)

区における児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組みを児童相談所の援助の流れに沿って俯瞰すると以下の図のとおりである。



< 児童相談所における援助方針等の決定に際して >

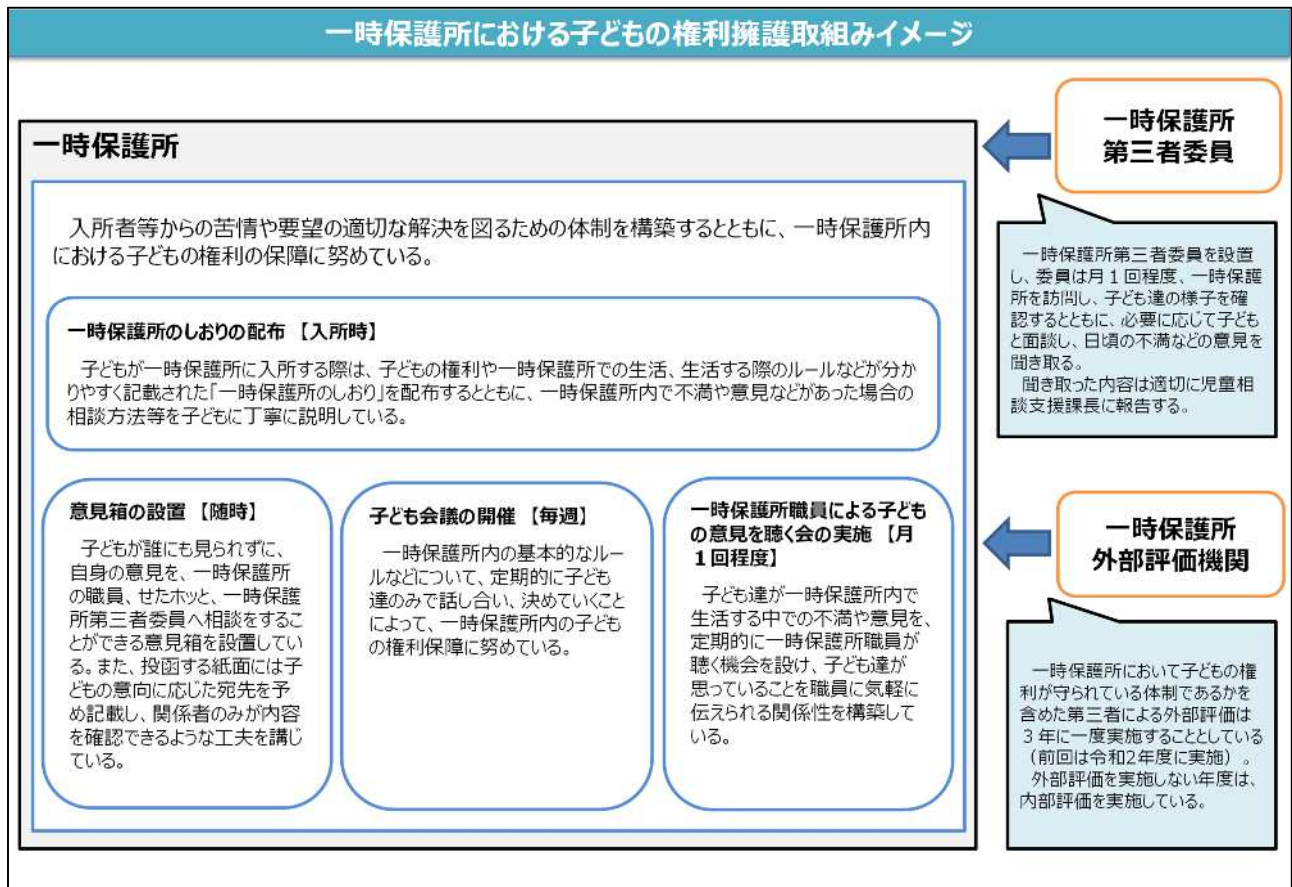
- 一時保護の決定を含め、児童相談所の援助方針については、原則あらかじめ、子どもの意向を担当児童福祉司が確認の上、所内援助方針会議で意向を共有するとともに、援助方針を決定している。
- また、児童相談所が児童福祉法第27条第1項第1号から第3号まで若しくは同条第2項の措置を採る場合、または解除、停止若しくは変更する場合であって、子どもの意向と当該措置が一致しないときや、児童福祉法第28条に基づく申立を行う場合など、援助方針の要件次第で児童相談所は、その援助方針を児童福祉審議会措置部会(以下「措置部会」という。)に諮問し答申を得た上で、援助決定している。措置部会では子どもの権利擁護の観点から、児童相談所の援助方針の適正性を確認している。

(参考) 児童福祉法第27条各項に基づく措置について(一部抜粋)

【第1項第1号】訓戒・誓約措置 【同第2号】児童福祉司指導 等 【同第3号】ファミリーホーム委託、里親委託、児童福祉施設入所措置 【第2項】指定発達支援医療機関委託

< 一時保護所における子どもの権利擁護に係る取組み >

- 一時保護所入所時に、一時保護所のしおりを活用して保護所内の生活、悩みがあった場合の相談方法を説明している。
- 一時保護所内に意見箱を設置し、子どもが誰にも見られずに自身の意見を職員や子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(以下「せたホッと」という。) 一時保護所第三者委員に相談できる仕組みを構築している。
- また、原則毎週子ども会議を開催し、一時保護所内の基本的なルールを子ども自身が話し合い決める取組みや、月1回程度一時保護所職員による子どもの意見を聴く会を実施し、子どもが一時保護所内での生活における不満や意見を直接一時保護所職員に話す機会を設けている。
- さらに、一時保護所第三者委員を設置し、月1回程度、一時保護所を訪問し、子ども達の様子の確認や子どもから意見を聞き取るなど、入所児童の権利擁護と福祉サービスの向上を図っている。
- その他、一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるかを含めた第三者による外部評価を3年に1回実施している。なお、外部評価を実施していない年は内部評価を実施している。



<在宅指導における子どもの権利擁護に係る取組み>

- 継続指導や児童福祉司指導など、在宅指導を行っている子どもに対しては、担当児童福祉司による定期的な訪問や、児童相談所での面接をとおして、子どもの状況と意向を確認している。
- また、せたホッとでは、普及啓発の一環として、区内の学校等へせたホッとリーフレット等を毎年配布している。

<児童福祉施設へ入所している子どもの権利擁護に係る取組み>

- 児童福祉施設入所措置決定時に担当児童福祉司が子どもに対して、子どもの権利ノートを活用しながら施設等での生活、権利についての説明を行っている。また、権利ノートには、悩みがある場合の相談先の記載や、せたホッとに相談するためのはがきを同封し、子どもが確実に相談できるよう工夫がなされている。
- 児童福祉施設入所時には、施設長が子どもの自立支援計画を策定している。この際、児童福祉施設は児童相談所と連携を図りながら、子どもの意見を聞くことに努めている。
- 児童福祉施設入所中は、担当児童福祉司による定期的な訪問等のほか、施設独自の取組みとして、苦情箱の設置、第三者評価、第三者委員制度などの権利擁護に係る取組みを各施設が行っている。

<里親・ファミリーホームへ委託されている子どもの権利擁護に係る取組み>

- 児童福祉施設入所時と同様、里親等への養育委託決定時に担当児童福祉司が子どもに対して、子どもの権利ノートを活用しながら施設等での生活、権利についての説明を行っている。また、権利ノートには、悩みがある場合の相談先の記載や、せたホッとに相談するためのはがきを同封し、子どもが確実に相談できるよう工夫がなされている。
- 里親等への委託時には、児童相談所長が子どもの自立支援計画を策定している。この際、児童相談所は子どもの意見を聞くことに努めている。
- 在宅指導時と同様、里親等へ委託された子どもに対しては、担当児童福祉司による定期的な訪問や、児童相談所での面接をとおして、子どもの状況と意向を確認している。

<児童相談所業務におけるせたホッとを活用した取組み>

- 一時保護や措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあった場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたホッとへ相談等できるよう、児童相談所は前述のとおり「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート」を用いて、せたホッとの仕事や連絡方法を周知している。子どもからの意見がせたホッとへ寄せられた際には、児童相談所はせたホッととも連携しながら、その内容に応じて必要な改善を図る等の対応を行っている。

<被措置児童等虐待への対応>

- 施設職員や里親による被措置児童等虐待への対応については、事務局である児童相談支援課が届出・通告の受理及び調査を行う。調査結果に基づき必要な措置を講じ、都度その結果を措置部会へ報告している。

<参考> 被措置児童等虐待とは（児童福祉法第33条の10から第33条の17まで 要約）

- ・ 被措置児童等虐待とは、「施設職員等¹」が「被措置児童等²」に行う「虐待行為³」をいう。

1 施設職員等： ファミリーホーム従事者、里親、児童養護施設の長その他の従業者、一時保護所を設けている児童相談所長、一時保護所の職員等

2 被措置児童等： ファミリーホームや里親、児童養護施設などに入所している児童又は一時保護された児童

3 虐待行為： 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待

- ・ 世田谷区は、被措置児童等虐待に係る通告等を受けたときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他事実について確認するための措置を講ずる。

- ・ 世田谷区長は、上記の措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況等を世田谷区児童福祉審議会に報告しなければならない。

- ・ 世田谷区児童福祉審議会は、上記の報告に係る事項について、世田谷区長に対し、意見を述べることができる。

(2) 児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること(ポイント)

区児童相談所では、改正児童福祉法に規定されている意見聴取等措置を行うタイミングにおいて、すべて子どもの意見を確認している。

| 措置の種別 | | 実施 | 意見の所内共有 |
|--------------------|------|----|--------------------------|
| 児童福祉司指導 | 決定 | | 援助方針会議にて共有し、援助方針を組織決定する。 |
| | 解除 | | |
| 施設入所・里親委託等 | 決定 | | |
| | 解除 | | |
| | 停止 | | |
| | 措置変更 | | |
| 児童福祉法第28条に基づく施設入所等 | 申立 | | |
| | 更新 | | |
| 一時保護 | 決定 | | |
| | 解除 | | |

(3) 意見表明等支援事業に関すること(ポイント)

現在区において、意見表明等支援事業は実施していない。

4 今後の方向性

臨時部会での議論や関係者からのヒアリング等を踏まえ、今後、児童相談所が関わる子どもの権利擁護の仕組みを構築する上で、目指すべき主な方向性は以下のとおりである。

【今後の方向性 ～概要～】

1 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

措置部会を活用した子どもの権利擁護に関する仕組みの構築

- 児童相談所が関わる子ども、主に一時保護や施設入所措置などの児童相談所の措置等に対する不満や不服に係る対応については、原則、措置部会を活用して権利擁護を図ること。
- そのため、一時保護の決定時・解除時や措置等の決定後の経過の中で子どもの意向が児童相談所の援助方針と一致しない場合にも、児童相談所は措置部会から意見を聴くこと。また、子ども本人が措置部会へ申し立て、意見を表明できる仕組みを構築すること。
- そのほか、区には子どもの権利擁護機関であるせたホッとがある。措置部会とせたホッとの存在や役割等を説明するなど、子どもの権利擁護機関の普及啓発に取り組むこと。

詳細はP.13「(1) 児童相談所の措置等に対する不満や不服への対応について」を参照

児童相談所職員等の意見表明等支援に関する理解促進に係る取組みの実施

- 児童相談所が関わる子どもの権利擁護システム全体が十分に機能していくためには、児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等が制度的アドボカシーとしての役割や、子どもの意見表明等支援の重要性を十分に理解し、子どもの意見を踏まえた対応を行うことが重要である。
- そのため、子どもの意見表明に特化した研修や説明会を実施するなど、子どもの意見表明等支援に関する理解の促進に向けた取組みを進めること。

詳細はP.18「(1) 児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等の意見表明等支援に関する理解の促進について」を参照

2 児童相談所による意見聴取等措置に関すること

- 改正児童福祉法に規定されている意見聴取等措置の実施については、具体的な聴取の方法や意見の取扱い等、国の指針等で示される内容に基づき適切に対応すること。
- また、意見表明等支援員の活動は、児童相談所による意見聴取等措置が前提にあるものである。児童相談所が意見聴取等措置を行う際は、意見表明等支援事業

について丁寧に説明し、意見表明の機会を実質的に確保できるよう取り組むこと。

詳細はP.19「(2) 児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること」を参照

3 意見表明等支援事業に関すること

- 意見表明等支援事業は令和6年度から実施するものとして、区は本報告内容を踏まえ、さらなる検討及び必要な準備を進めること。
- また、意見表明等支援事業は「(別添)意見表明等支援事業の大枠」に記載された内容を十分に考慮して組み立てること。
- ただし、事業を展開していくにあたっては、区内施設や区内里親等関係機関の理解と協力が必要であることや、他自治体との調整、意見表明等支援員の担い手の育成といった課題もある。
- そのため、事業を段階的に実施することや、実際に意見表明等支援員が活動を開始するまでに必要な準備期間を設定しながら詳細な実施内容を調整することなども含めて検討し、事業展開に係る課題一つひとつに丁寧に対応しながら取り組むこと。

詳細はP.19「(3) 意見表明等支援事業に関すること」を参照

(1) 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

児童相談所が関わる子どもの権利擁護の環境整備(権利擁護システム全体像の整理)では、主に一時保護や施設入所措置などの児童相談所の措置等に対する不満や不服がある場合の対応について、既存の措置部会とせたホッととの役割を整理しつつ、今後の方向性を検討した。

児童相談所の措置等に対する不満や不服への対応について

<現状と検討のポイント>

- 児童相談所は、子どもの意向を最大限尊重した援助方針の決定や子どもに対して援助内容の丁寧な説明を現在も実施しているところであり、今回の検討では、それを経てもなお、子どもが児童相談所の措置等に対して不満がある場合にかかる対応について検討するものである。
- 現在措置部会においては、児童相談所が児童福祉法第27条第1項第1号から第3号まで若しくは同条第2項の措置を採る場合、またはこれらの措置を解除、停止若しくは変更する場合であって、子どもの意向と当該措置が一致しないとき、児童相談所からの諮問を受け、措置の適否を答申しているが、一時保護の決定や解除時における子どもとの意向不一致や、措置決定後、子どもの意向が一致しなくなった場合には措置部会への諮問は行なわれていない。

- そのため、一時保護や施設入所措置等という子どもの環境が変化する場面でも、子どもの権利擁護の観点から、児童相談所の援助内容が子どもの権利擁護のために適切であることを担保する仕組みの構築が必要である。
- さらに、現行制度下では措置部会は児童相談所から諮問するといった形のみで審議を行っているところであるが、子どもが自分の意見を直接措置部会へ伝えたい場合や、子どもが保護や措置等を求めているのにも関わらず、児童相談所が対応しない場合などに、子ども本人から措置部会へ直接意見を申し立てる仕組みの構築も必要である。
- 一方で、せたホッとにおいては、現在でも児童相談所の措置等への不満に関する相談を受けた場合、子どもの権利擁護に係る第三者機関として、子どもの意見や気持ちに寄り添いながら、必要な支援を行うこととしているが、この間、社会的養護（一時保護含む）における子どもからの相談実績は少ない現状がある。

今後の方向性

（措置部会について）

- ・ 現在措置部会の諮問対象とされていない、一時保護の決定・解除時における子どもとの意向不一致や、措置等決定後の経過の中で子どもの意向が児童相談所の援助方針と一致しなくなった場合には、児童相談所は措置部会から意見を聴くこととし、援助内容が子どもの権利擁護のために適切であることを都度担保する仕組みを構築する。
- ・ 子どもが保護や措置を求めているにもかかわらず、児童相談所がそうした対応を行わない場合などに、子ども本人または今後検討する意見表明等支援員を通じた措置部会への申立て制度や、必要に応じて措置部会へ出席し、直接子ども本人等が措置部会へ意見を表明できる仕組みを構築する。

（せたホッとについて）

- ・ せたホッとに児童相談所の措置等への不満に関する相談があった場合、せたホットとは子どもの意見に寄り添いながら相談に応じ、子どもへの必要な助言や支援、児童相談所との調整等を行う。

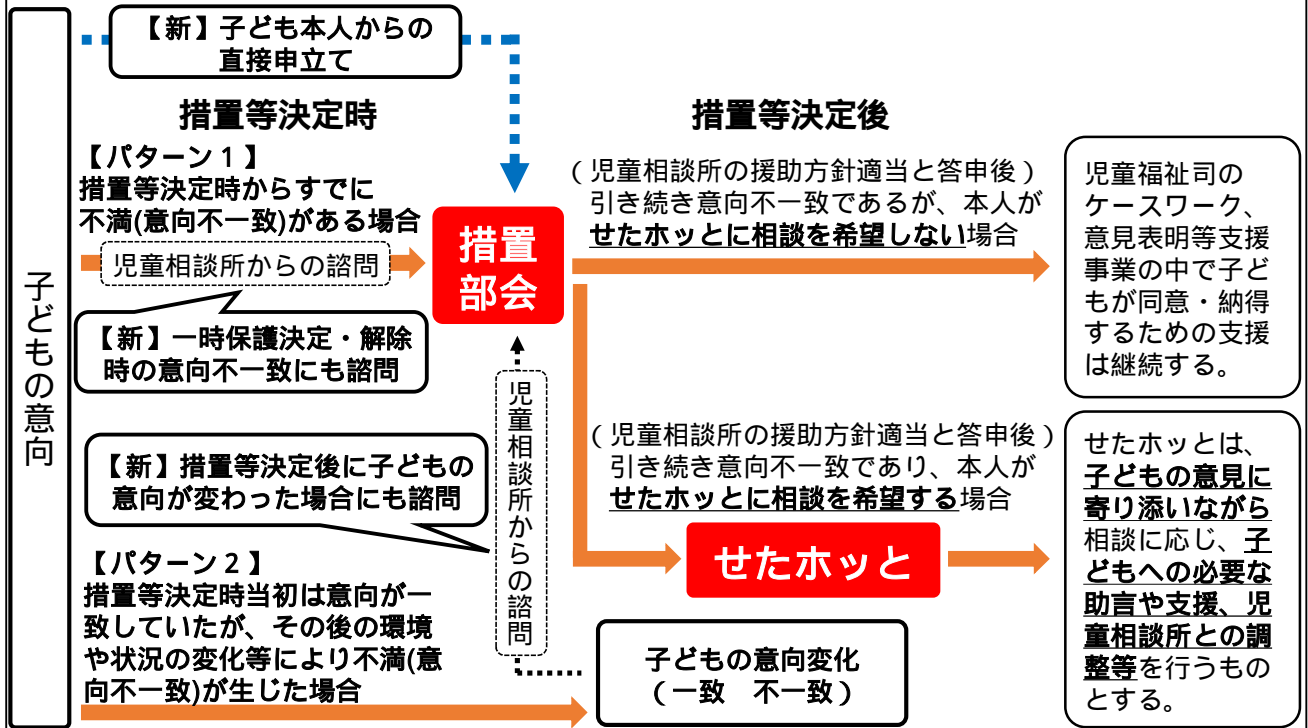
（その他）

- ・ せたホットや措置部会の存在、それぞれの役割及び相談・申立てができること等について、一時保護された子どもや措置された子どもに分かりやすく説明するなど、子どもの権利擁護機関の普及啓発に取り組む。
- ・ 措置等の決定そのものを取り消す機能は行政不服審査法に基づく審査請求により対応するものとする。

児童相談所の措置等に対する不満（意向不一致）への基本的な対応イメージ

【前提】

児童相談所は子どもの意向を最大限尊重した援助方針の決定や子どもにする丁寧な援助内容の説明を実施している。それを経てもなお、子どもが児童相談所の措置等に対して不満がある場合における基本的な対応イメージである。



その他の主な子どもの意見への対応

<現状と検討のポイント>

- 児童相談所の措置等に対する不満や不服以外の主な子どもの意見としては、被措置児童等虐待に関する相談、施設等（一時保護所含む）における生活上の不満、里親等や在宅ケースにおける生活上の不満が想定される。
- 被措置児童等虐待に関する相談については、措置部会事務局（児童相談支援課）が届出・通告として受理し、調査する。調査結果は児童福祉法の定めるところにより、措置部会事務局から措置部会へ報告することとされている。
- 一方、施設等（一時保護所含む）における生活上の不満（児童相談所の措置等に関する事項を除く）については、通常は施設等が子どもの意見を受け止め、改善を図るものであるが、子ども等が施設等第三者委員や、児童相談所または施設等所管部署等に意見を伝え、施設等第三者委員や、児童相談所または施設等所管部署等から、施設等に働きかけることも可能である。
また、子ども等がせたホットによる対応を希望する場合は、せたホットに意見を伝え、意見の内容に応じて、せたホットから施設等、施設等第三者委員、児童相談所、施設等所管部署等に働きかけることとなる。
- 同様に、里親等、在宅ケースにおける生活上の不満（児童相談所の措置等に関する事項を除く）については、通常は里親等や保護者が子どもの意見を受け止め、改善を図るものであるが、子ども等が児童相談所または里親等所管部署等に

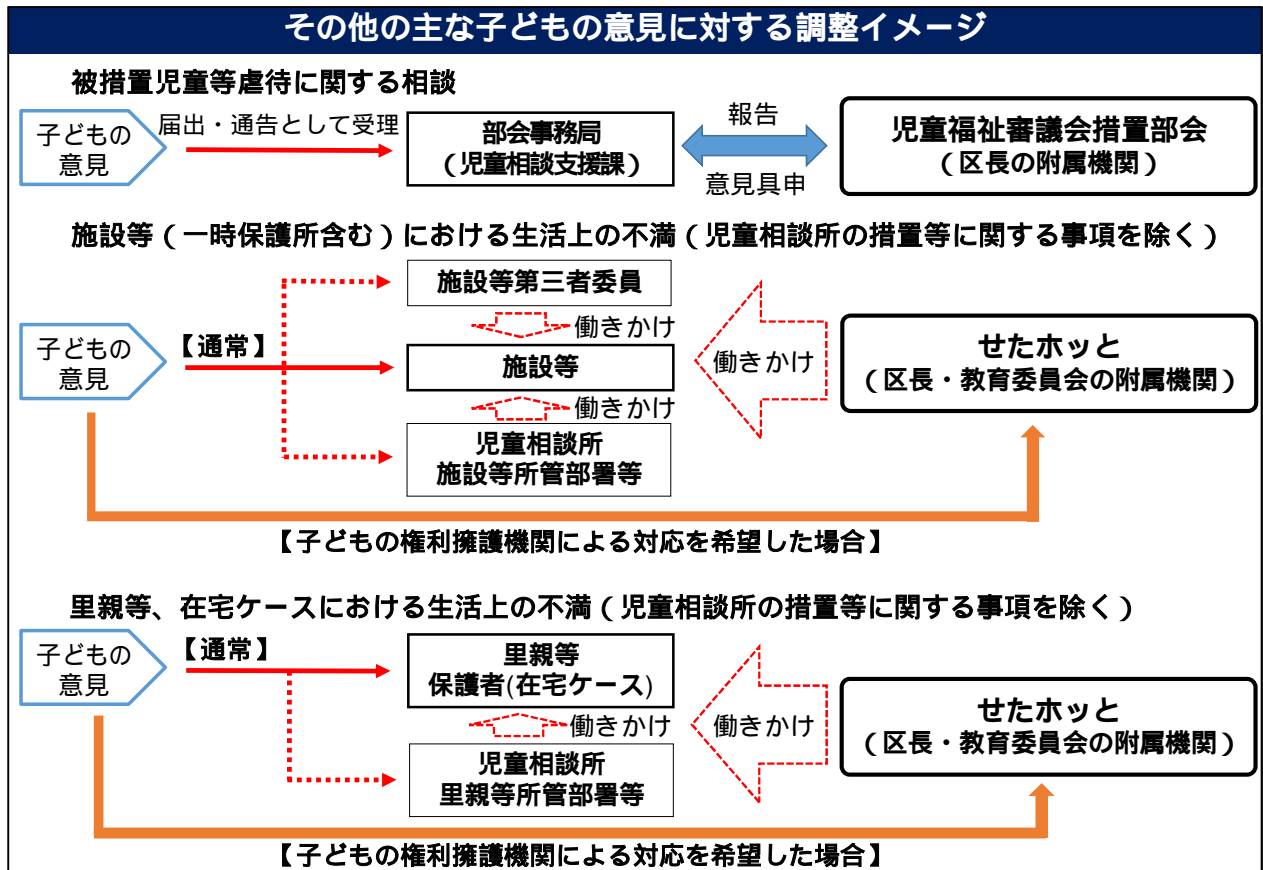
意見を伝え、児童相談所または里親等所管部署等から、里親等や保護者に働きかけることも可能である。

また、子ども等がせたホッとによる対応を希望する場合は、せたホッとに意見を伝え、意見の内容に応じて、せたホッとから里親等、保護者、児童相談所、里親等所管部署等に働きかけることとなる。

- 今後、具体的な意見表明等支援事業の内容を検討する際には、上記の基本的な対応方針を念頭に置いて進める必要がある。

今後の方向性

- ・ 児童相談所の措置等に対する不満や不服以外の主な子どもの意見に対する調整について、現状の対応の流れを踏まえ、今後、意見表明等支援事業を実施した場合の調整方法を検討していく。



一時保護所第三者委員のあり方について

<現状と検討のポイント>

- 現在、一時保護所第三者委員は月1回一時保護所を訪問し、入所している子どもと交流しながら、子どもの様子を確認することや、子どもから意見を聞き取ることをとおして、入所児童の権利擁護と福祉サービスの向上を図っている。

- 今後、意見表明等支援事業を実施するにあたっては、一時保護所を対象に意見表明等支援員による定期訪問を行う場合、一時保護所第三者委員による活動内容と重複する部分があり、改めてそれぞれの役割を確認・整理する必要がある。
- 一方で、一時保護所第三者委員は児童相談所開設以降継続して現行の活動内容で実施してきており、効果的に機能していることから、活動内容が重複するからという理由だけで、現在のあり方を見直すことの要否も検討する必要がある。
- 子どもにとっては、一時保護所第三者委員、意見表明等支援員のどちらに対しても何を話してもいいと理解できていることが重要である。
- また、一時保護所第三者委員、意見表明等支援員、児童相談所職員等の協議の場を設けるなど、必要な連携体制の構築についても検討する必要がある。

今後の方向性

- ・ 一時保護所第三者委員には入所児童の権利擁護と福祉サービスの向上を目的に、公平かつ中立な立場として入所児童からの相談を受け、児童相談所（一時保護所）や児童に対して必要な助言を行う役割があり、意見表明等支援員にはない役割である。
- ・ そのため、意見表明等支援事業実施後においても、一時保護所第三者委員は現行と同様の活動を行うものとするが、両者の活動内容には重複する部分が生じることから、当面は一時保護所第三者委員の活動と意見表明等支援員の活動を並行して実施して、その状況を確認しつつ、子どもの権利擁護の観点からそれぞれの強みや課題をあらためて整理し、必要に応じて一時保護所第三者委員や意見表明等支援員の活動内容のあり方を見直していくこととする。
- ・ 児童相談所（一時保護所含む）職員は、子どもへ一時保護所第三者委員と意見表明等支援員のどちらにも自身のことを何でも話してもいいと理解できるよう丁寧に説明を行うものとする。
- ・ 定期的に一時保護所第三者委員、意見表明等支援員、児童相談所職員等の協議の場を設けるなど、必要な連携体制を構築するものとする。

一時保護所第三者委員と意見表明等支援員の主な違い（現時点における整理）

| | 一時保護所第三者委員 | 意見表明等支援員 |
|----------------|--|---|
| 役割 (児童との関係) | 相談を受け付け、権利擁護や福祉サービスの質の向上の視点に基づいて、 助言を行う。 | 意見の傾聴、意見形成支援、意見表明支援、意見の代弁が役割であり、 助言を行う役割はない。 |
| 役割 (児相との関係) | 活動内容を報告するほか、権利擁護や福祉サービスの質の向上の視点に基づいて 助言を行う。 | 意見表明支援や意見の代弁を行うことはあるが、児童相談所に 助言を行う役割はない。 |
| フィードバック | 原則、対応機関が子どもにフィードバックする場への 同席等はしない。 | 必要に応じてフィードバックの場への 同席、対応機関に代わってのフィードバックを行う。 |
| 定期訪問の頻度 | 月に1回 | 最低月に2回 |
| 担い手 | 弁護士、主任児童委員 | 基礎資格は設けない |

児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等の意見表明等支援に関する理解の促進について

<現状と検討のポイント>

- 児童相談所が関わる子どもの権利擁護システム全体が十分に機能していくためには、児童相談所職員、里親、児童養護施設職員等が、制度的アドボカシーとしての役割や、子どもの意見表明等支援の重要性を十分に理解し、子どもの意見を踏まえた対応を行うことが重要である。
- 現状、児童相談所職員研修や里親認定前・更新時研修の中では、子どもの権利擁護に関する研修を実施しているが、子どもの権利条約や児童福祉法など、総論的な内容が中心になっている。また、児童養護施設職員等に対しては、世田谷区からの研修は実施していない。
- 児童相談所職員等が制度的アドボカシーとして機能していくことに加え、意見表明等支援事業を円滑に実施するためには、これらの者に対して、今後更に子どもの意見表明等支援に関する理解を促進するための取組みが必要である。

今後の方向性

- ・ 児童相談所職員や里親に対し、子どもの権利擁護に関する研修において、子どもの意見表明に特化した内容を盛り込み、意見表明等支援事業の内容や制度的アドボカシーの役割として、児童相談所職員等が子どもの意見等を把握した際に必要となる対応について、理解を促進する。
- ・ また、児童養護施設等に対しては、意見表明等支援事業の理解促進を図るとともに、制度的アドボカシーの役割として施設等職員が子どもの意見等を把握した際に適切に対応できるよう、子どもの意見表明を含めた子どもの権利擁護に関する出前型の説明会の実施などに取り組んでいく。
- ・ 区が委託で実施しているフォスタリング業務や児童養護施設退所者等相談支援事業の受託事業者等に対しても、上記と同様の取組みを実施するものとする。
- ・ 上記研修等の実施にあたっては、例えば社会的養護経験者からの実際の声を聞く機会を設けたり、施設同士が意見交換を行いながら情報を共有したりするなど、効果的な取組みとなるよう工夫しながら行うものとする。

(参考) アドボカシーに関する用語の概要・定義

| 用語 | 概要・定義 |
|--------------|---|
| セルフアドボカシー | こども自身が、権利、利益、ニーズなどを自ら主張すること（自己権利擁護）。 |
| 独立（専門）アドボカシー | 独立性を確保した意見表明等支援員によるアドボカシー。本人の意見が聴いてもらえるような手助けを行うための知識や経験を持つ。民間団体への外部委託を基本とする。 |

| | |
|------------------------|---|
| <u>制度的 アドボカシー</u> | <u>児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等によるアドボカシー。子どもと定期的な相談の機会を持っており、専門性に立脚したアドバイスができる。</u> |
| <u>非制度的 アドボカシー</u> | <u>親や家族などによるアドボカシー。保護者、友人なども含む。相互によく理解している関係なので日常的に相談しやすい。</u> |
| <u>ピアアドボカシー</u> | <u>同じ経験、属性、背景を持つピア（仲間）によるアドボカシー。社会的養護経験者同士、障害を持つ人同士、いじめを受けた経験がある人同士など。ピアだと、より共感や理解を得られ、経験からの具体的なアドバイスが得られやすい。</u> |

(出典)「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル(案)」(令和5年3月)

(2) 児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること

現在、児童相談所では、改正児童福祉法に規定されている意見聴取等措置を行うタイミングにおいて、すべて子どもの意見を確認しているところである。引き続き、適切なタイミングで子どもの意見を聴取するとともに、今後、具体的な聴取の方法や意見の取扱い等が国の指針等で示された際には、適切に対応するものとする。

また、意見表明等支援員の活動は、児童相談所による意見聴取等措置が前提にあるものである。児童相談所が意見聴取等措置を行う際は、意見表明等支援事業について丁寧に説明し、意見表明の機会を実質的に確保できるよう取り組むこと。(P23～参照)

(3) 意見表明等支援事業に関すること

意見表明等支援事業については、この間の議論や関係者からのヒアリングを踏まえ、今後の方向性を整理した。

なお、現在、区においては意見表明等支援事業を実施していないため、項目ごとの<現状と検討のポイント>ではなく、臨時部会で出た<主な意見>を記載することとする。

意見表明等支援事業の実施形態について

<主な意見>

- 意見表明等支援事業の実施主体は独立している立場であることが必要である。
- 既存の子どもの声を聴く仕組みと意見表明等支援員が別々に存在していて、子どもはどちらにも相談できるという制度が良いのではないか。その場合、両方でケース共有をする等の調整が必要である。

今後の方向性

- ・ 児童相談所とは別の組織（子ども・若者部など）が意見表明等支援事業を所管する。
- ・ 意見表明等支援事業は外部委託し、受託事業者が意見表明等支援員を確保する。

意見表明等支援員の役割

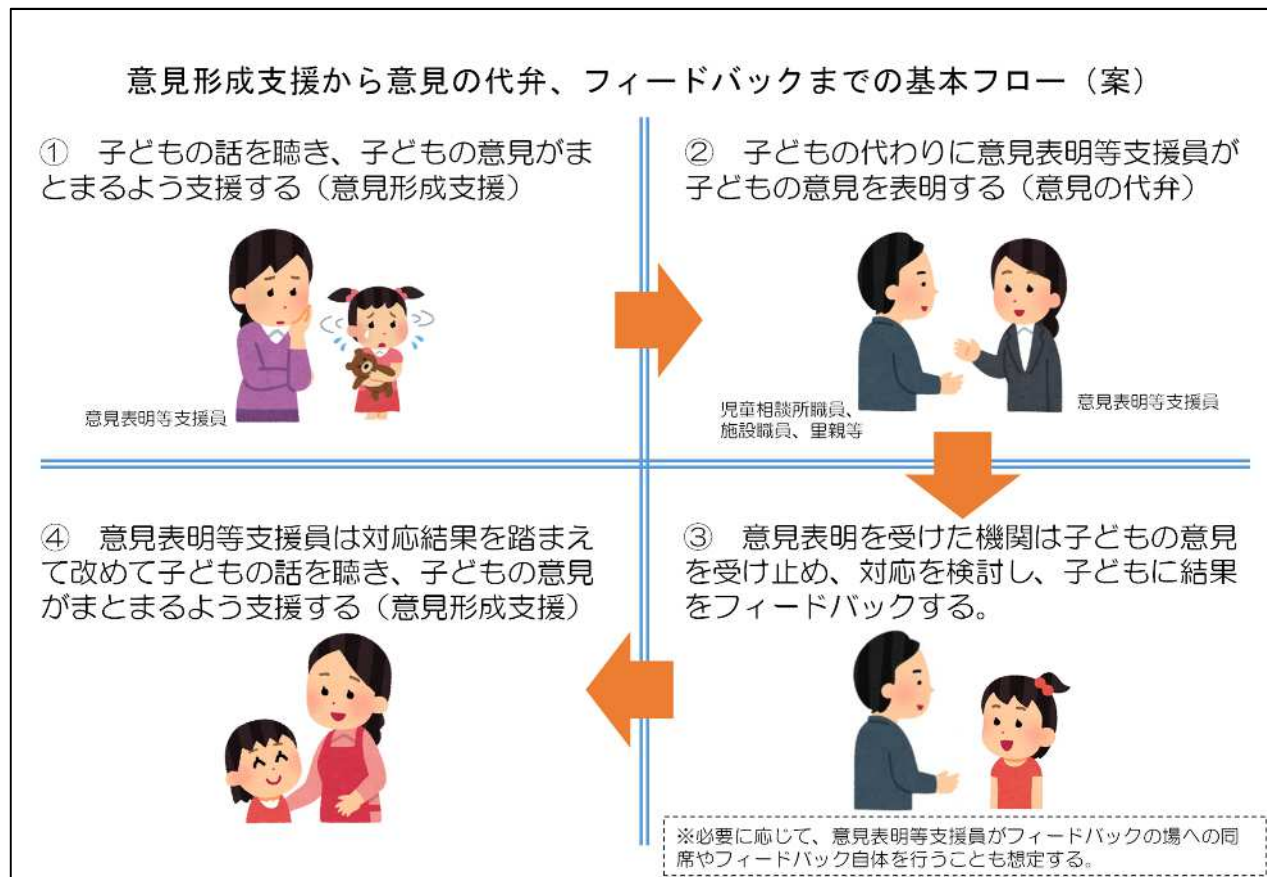
< 主な意見 >

- 意見表明の前段階として、意見形成支援が必要である。
- 子どもと関係機関との間で、意見の代弁や対応結果の伝達を繰り返すことで、子どもを妥協させるということではなく、現実的なところで子どものニーズを叶えていく、そういう関係機関との「調整」という役割もあるのではないか。
- 意見表明等支援員が意見の代弁とフィードバックを繰り返すことで事実上調整機能を果たすことは考えられるが、本分は意見の代弁とフィードバックになるのではないか。
- 子どもへのフィードバックは施設の職員等が行い、意見表明等支援員は後日、子どもの納得感を確認する役割を担うことが考えられるのではないか。
- 家族背景やその子どもの問題行動等、そうしたことに関係もなく、その子どもの気持ちや意見を支え、共に考えるという役割が必要である。
- 一時保護所第三者委員の、保護所全体の改善に向けた助言等もするという点は、意見表明等支援員にはない役割である。
- 子どもの権利について、子どもに教えていく役割も担う必要があるのではないか。

今後の方向性

- ・ 意見表明等支援員はアウトリーチを中心に活動し、日常生活から子どもに寄り添い、考えを整理して意見を形成することの支援、子どもが意見を表明することの支援、意見の代弁をする。
- ・ 子どもの意見を伝えた機関の対応結果のフィードバックは原則として対応機関が行うことになるが、子どもが希望する場合等、必要に応じて、意見表明等支援員がフィードバックの場への同席やフィードバック自体を行うことも想定する。これらの対応に係る調整についても、意見表明等支援員が子どもの意向を踏まえるとともに、対応機関と連携しながら行う。なお、意見表明等支援員自身がフィードバックを行う際は、子どもを説得する立場にならないよう留意するものとする。
- ・ 第三者委員制度と異なり、施設等のサービスの質の向上のために自発的に意見を述べる役割は負わない。

- ・ 意見表明等支援員は、子どもに対して意見表明等支援事業や意見表明等支援員の存在や役割の説明のほか、子ども自身の意見表明権をはじめ、子どもの権利条約で掲げられた権利に関する啓発も併せて行う。



意見表明等支援員の担い手

< 主な意見 >

- 子どもの意見形成の支援や意見を代弁するための専門性が必要である。
- 年齢や資格よりも、子どものことをそのまま受け止めて真剣に話を聞くこと、子どもと合うかどうか重要である。
- 子どもの権利と人権に対する理解、社会的養護に対する理解、社会的養護のケアを受けている子どもの心情に対する理解がどれだけあるかが重要。
- 事業実施前に研修を受けてもらうことが必要ではないか。また、事業を開始した後も、意見表明等支援員が学ぶ機会を作ることが重要。
- 子どもの意見を正しく把握するため、施設等の状況や子どもが置かれている状況を把握していることが必要である。

今後の方向性

- ・ 意見表明等支援員の担い手に基礎資格（弁護士、社会福祉士、児童福祉司任用資格など）は不要とする。ただし、委託事業者は意見表明等支援員が必要な専門性を確保できるよう人材育成を行う。
- ・ 意見表明等支援員は施設等の状況や子どもが置かれている状況を把握しながら業務を行う。

意見表明等支援事業の実施方法

< 主な意見 >

- 遊びや勉強など、何かしながら実施するのが良いのではないか。
- 子どもと信頼関係を築くにあたっては、食事を一緒に摂ることが重要である。
- 話したことを口外されない安心感が必要である。
- 被措置児童等虐待が疑われる場合など、守秘義務に例外があることは子どもと最初に会った際に約束事として伝えることが望ましいのではないか。
守秘義務の例外に該当する事案が発生した際は、その都度、子どもに対して丁寧に説明し、所管部署等に報告する必要があることについて理解を得ることが必要ではないか。
- 身体的にも心理的にも安全な環境で実施することが必要である。
- 相談してみて、合わなければ別の人に相談できる仕組みが良いのではないか。
- 意見表明等支援員の心理面に配慮すると、スーパーバイズ機能が必要ではないか。
意見表明等支援員の負担が過大にならないよう、意見表明等支援員同士の相談や、スーパーバイザーとの共有の機会として、ケース検討等を行う必要がある。
ケース検討等をどれくらいの頻度で設けるか、事業者選定の際の仕様書に盛り込むことが重要ではないか。
- なるべく継続的に長期間関わる必要がある。
- 月に1回程度の活動では意見形成支援までは行うことができない。より高い頻度で日常生活に寄り添うことが必要である。
- 子どもからの意見表明等支援の要請の受け手は、第三者性の観点から、意見表明等支援事業者とすることが適当ではないか。
措置決定等のタイミングだけでなく、親との面会交流など、子どもにとってストレスが大きいことを行う時にも、意見聴取をするべきではないか。

今後の方向性

- ・ 遊びや勉強、食事などを一緒にしながら、信頼関係を構築していく。
- ・ 業務内容に守秘義務を盛り込み、心理的な安全を確保する。
- ・ 子どもが他の人に話さないでほしい場合でも、被措置児童等虐待の疑いがある場合等、その子どもや他者の権利が侵害される恐れがある場合は所管部署等に報

告する必要がある。その場合、原則として子どもに対して、なぜ報告する必要があるか丁寧に説明して理解を得ることとする。

- ・ 意見表明等支援員は複数名が対応できる体制を確保するとともに、スーパーバイズ機能を整備し、意見表明等支援員が過大な負担を背負わないよう相談に応じるとともに、意見表明等支援員の指導、教育を担う。
- ・ 意見表明等支援員同士の相談や、スーパーバイザーとの共有の機会として、ケース検討等を行うものとする。
- ・ 継続的に関わりながら信頼関係を築けるよう、実施頻度について検討する。
- ・ 定期的な訪問による活動のほか、子どもや関係者からの要請に基づく活動を実施するものとする。
- ・ 意見表明等支援員との面談を要請するツールとしては、はがき、電話、SNS、施設設置の意見箱への投函など、様々な方法でアクセスできる仕組みとし、委託事業者が要請を受けるものとする。

事業実施時の留意点

<主な意見>

- 十分な子どもの権利擁護システムを構築するためには、せたホッとや施設の第三者委員等の既存の機関がどのように対応するかを想定し、横断的な対応ができるように工夫することが必要ではないか。
- 児童相談所の職員、施設等職員、実親、里親等の理解を得た上で実施することが必要である。
意見表明等支援事業開始後も、細かいところで施設等との調整が必要になると考えられるため、区事務局と事業者事務局が意見交換しながら、実施の詳細を作り上げていく必要がある。
- 意見表明等支援員が全て解決するというものではなく、子どもの権利を守る機能の1つとして位置づけることが適当ではないか。
措置等決定時にすべての子どもの意見等を確認することについては、事業者が対応できる規模を踏まえながら実施する必要がある。
制度的アドボカシーとして児童相談所が意見聴取等措置の実施を義務付けられていることを踏まえ、意見表明等支援事業が導入されることで児童相談所の意見聴取等措置が疎かにならないよう、留意する必要がある。
- 意見表明等支援員という名称では硬すぎるのではないか。子どもが親しみやすい名称や内容が分かるカードなどを用意できると良いのではないか。
- 文書や絵ではなく、映像で伝えられると子どもは理解しやすいのではないか。

今後の方向性

- ・ 独立性を確保しつつも、児童相談所や里親、施設等の関係機関との連携が必要になるため、関係機関に事前説明を行い理解を得る。事業開始後も定期的に施設

や里親会で行われる会議で事業説明を行うなど、意見表明等支援事業への理解を深める取組みを進める。

- ・ 区における子どもの権利擁護機関（児童相談所、せたホッと、措置部会、一時保護所第三者委員、意見表明等支援事業者等）を一堂に会した連絡会を定期的に開催し、意見交換や協議を行うなど、機関同士の連携強化に係る仕組みを構築する。
- ・ 意見表明等支援員の活動は、児童相談所による意見聴取等措置が前提にあるものであり、児童相談所が意見聴取等措置を行う際に、意見表明等支援事業について丁寧に説明し、意見表明の機会が実質的に確保できるよう取り組む。
- ・ せたホッとや第三者委員制度など、既存の制度があることに留意し、事業の主旨や意見表明等支援員の位置づけを子どもが理解できるよう、丁寧に説明する。
- ・ 子どもが親しみやすい制度となるよう、名称や周知方法を検討する。
- ・ 委託事業者の決定後においても、実際に意見表明等支援員が施設等で活動を開始するにあたっては、区と委託事業者が具体的な実施内容について協議を行うとともに、施設等とも綿密な意見交換を行うための必要な準備期間を設けるものとする。

これらの主な意見、今後の方向性を踏まえた区の目指すべき事業の体系を「(別添)意見表明等支援事業の大枠」に示したので、具体の検討を行う際には参考とされたい。

(4) その他

児童相談所が関わる子どもの権利擁護全体の留意点として、対象となる子どもの範囲を、一定の年齢に達しているか否か、自分の意見を言葉で表明できるか否か、障害の有無といった事柄によって狭めるべきではないとの意見があった。

区としては、年齢や障害の有無に関わらず児童相談所の子どもの権利擁護が図られるよう、以下の点に留意しながら、各取組みを実施する必要がある。

- ・ 児童相談所の意見聴取等措置の対象となる子どもには、乳幼児や障害児も当然に含まれることから、形式的に意見を聴取するのではなく、年齢・発達の状況を踏まえて適切に配慮し、意見表明の機会を実質的に確保する必要があること。
- ・ 意見表明等支援員による意見表明等支援は、言葉により意見等を表明することが難しい乳幼児や障害児にも必要なものであることから、非言語コミュニケーションから意見等を汲み取るなど、年齢・発達の状況等に応じて多様な子どもに対応できる体制を構築する必要があること。

また、非言語コミュニケーションから意見等を汲み取る際は、スーパーバイザーと検討する等、専門的な対応をする必要があること。

- ・ 非言語コミュニケーションの活用については、障害者支援など、他の分野で蓄積された知識や技術を取り入れることが考えられること。

(別添)意見表明等支援事業の大枠

(1) 目的

改正児童福祉法第6条の3第17項に基づく意見表明等支援事業を実施し、児童相談所が関わる子どもの意見表明を支援するための仕組みを構築することを目的とする。

(2) 対象者

施設入所中、里親養育委託中、児童福祉司指導中の子どもなど、児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども。

(3) 実施方法

外部委託により実施する。なお、区における事業実施所管部署は子ども・若者部などが担うことで児童相談所からの独立性を担保する。

(4) 委託事業者の体制

事務局機能

委託事業者は事務局機能を整備する。

この事務局は、事業の年間計画、活動報告のとりまとめ、意見表明等支援員の確保・養成に係る研修プログラムの策定・実施、施設等への訪問等に係る連絡調整、区所管部署への実績報告などの連絡調整を担う。

意見表明等支援員の配置体制（活動体制）

子どもとの信頼関係の継続性を担保するために、意見表明等支援員は原則、複数名のチーム体制で活動できるよう配置体制を整備する。

スーパーバイズ機能

スーパーバイズ機能は、有資格者（弁護士、社会福祉士等）や学識経験者などで構成し、意見表明等支援員が過大な負担を背負わないよう相談に応じるとともに、意見表明等支援員の指導、教育を担う。

(5) 意見表明等支援員の担い手

担い手

意見表明等支援員の担い手に基礎資格（弁護士、社会福祉士、児童福祉司任用資格など）は不要とする。ただし、委託事業者は意見表明等支援員が必要な専門性を確保できるよう人材育成を行うこととする。

専門性を確保するための方法（専門性の詳細は別紙参照）

ア 区が定める到達目標を踏まえた研修カリキュラムを設定し、研修を実施する。

イ スーパーバイズ機能を整備し、意見表明等支援員の指導、教育やケース検討等を行う。

(6) 意見表明等支援員の役割

子どもとの信頼関係の構築

子どもが意見表明等支援員の役割を理解し、意見が言いやすくなるよう、子どもとの信頼関係の構築に努めるものとする。具体的には、子どもが生活する空間に意見表明等支援員の写真入りポスターや似顔絵を掲示して、親しみが持てるような自己紹介をすることや、遊び、勉強、食事や施設等でのイベントに子どもとともに参加するなどの取組みを行うものとする。

子どもへの権利の啓発

子どもが自らの思いを表現するためには、思いをいつでも自由に伝えてよい権利（意見表明権）が子ども自身にあると知ることが重要である。そのため、意見表明等支援員は、子どもに対して意見表明等支援事業や意見表明等支援員の存在や役割の説明のほか、子ども自身の意見表明権をはじめ、子どもの権利条約で掲げられた権利に関する啓発も併せて行うものとする。

子どもの意見の傾聴

意見表明等支援員は、子どもが成育環境の影響を受けながら形成されてきた性格、心身の状況、成長・発達の状況、特性等に配慮して子どもの意見や気持ちを傾聴するものとする。また、意見表明等支援員は子どもが安心して自分のペースで本音を話せるように、じっくり傾聴しようとする態度を示し、安全な場所を選定して、子どもから表出される意見を丁寧に確認しながら、子どもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるように傾聴するものとする。

子どもの意見形成支援

意見表明等支援員は、子どもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるよう一緒に考える。特に、表明したい気持ちの言語化を苦手としている子どもや、意見をまとめることが苦手な子どもなどに対して、意見表明等支援員は、子どもが納得のいくまで面談を実施するなど十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする。

子どもの意見表明支援

意見表明等支援員は、子どもが意見を表明するための支援を行う。例えば、意見表明の方法が決定した際、子どもの気持ちに配慮しながら、具体的な意見表明の方法について、子どもと一緒に練習するなど、必要な支援を行うものとする。なお、意見表明支援の過程で、子どもが支援を受けたくないと思った場合には、その意思を尊重して中止するものとする。

子どもの意見の代弁

意見表明等支援員は、子ども自身が意見表明を行えない場合や子ども自身が希望する場合には、子どもに代わり意見を表明する。

また、結果のフィードバックは原則として対応機関が行うことになるが、子どもが希望する場合等、必要に応じて、意見表明等支援員がフィードバックの場への同席やフィードバック自体を行うことも想定する。これらの対応に係る調整についても、意見表明等支援員が子どもの意向を踏まえるとともに、対応機関と連携しながら行う。

なお、意見表明等支援員自身がフィードバックを行う際は、子どもを説得する立場にならないよう留意するものとする。

(7) 活動内容

措置等の決定の場面における子どもの意見・意向聴取

ア 基本的な考え方

- ・ 児童相談所が一時保護や入所措置等を決定するにあたっては、意見聴取等措置を行うこととされている。意見表明等支援員の活動は、児童相談所による意見聴取等措置が前提にあるとするものである。また、児童相談所が意見聴取等措置を行う際に、担当児童福祉司から子どもに対して意見表明等支援事業の説明や意見表明等支援員の要請について丁寧に説明することにより、子どもが適時適切に事業を活用し、意見表明機会が実質的に確保できるよう取り組む。
- ・ なお、子どもが自身で明確に意見を表明することができ、意見表明等支援員との面談等を希望しないといった場合は、意見表明等支援は行わないことも想定するが、意見表明等支援事業に関する説明は担当児童福祉司等から確実にを行うものとする。また、この場合でも一時保護、施設入所、里親委託中の定期訪問を通じた信頼関係の構築には、他の子どもと同様に取り組むこととする。

イ 一時保護決定、解除決定時

- ・ 原則、一時保護の決定時及び解除決定時には事前に意見表明等支援員が子どもの意見・意向を確認し、必要に応じて児童相談所と内容を共有する。
- ・ ただし、緊急保護の場合で、あらかじめ意見・意向を確認できない場合などは、一時保護を行った後速やかに意見・意向を確認することとする。

ウ 施設入所、里親委託等決定、解除決定時

- ・ 原則、入所等決定及び解除決定に先立って意見表明等支援員が子どもの意見・意向を確認し、必要に応じて児童相談所と内容を共有する。

エ 児童福祉司指導決定、解除決定時

- ・ 原則、児童福祉司指導決定、解除決定時には子どもからの要請により活動することとする。

自立支援計画策定の場面における子どもの意見・意向聴取

施設や児童相談所が自立支援計画を策定する際において、可能な限り事前または事後に意見表明等支援員が子どもの意見・意向を確認し、必要に応じて児童相談所や施設等と内容を共有する。

日常生活の場面での活動

ア 区一時保護所における生活の場面

- ・ 意見表明等支援員は最低、月に2回一時保護所を定期的に訪問し、活動を実施する。そのほか、子どもや関係者からの要請に基づく活動を実施するものとする。
- ・ 子どもとコミュニケーションを図りながら、日常生活における子どもの悩みや不満、児童相談所の援助内容、今後の見通しなどについて、子ども自らの意見ま

たは意向を表明できるように支援を行う。

イ 施設・里親家庭における生活の場面

- ・ 意見表明等支援員は定期的な施設・里親家庭での活動を実施する。(定期訪問の頻度や対象範囲については、今後、委託事業者の体制や関係機関との調整を踏まえて決定する。)そのほか、子どもや関係者からの要請に基づく活動を実施するものとする。
- ・ 子どもとコミュニケーションを図りながら、日常生活における子どもの悩みや不満、児童相談所の援助内容、今後の見通しなどについて、子ども自らの意見または意向を表明できるように支援を行う。

ウ 在宅指導ケースにおける生活の場面

- ・ 在宅指導ケースについては、子どもや関係者からの要請に基づき活動を行う。活動にあたっては、児童福祉司等による所内面談時なども活用しながら、適切な場所を確保し対応するものとする。

措置部会、せたホッとへの申立て・相談の場面における活動

児童相談所の援助方針に不服がある場合の措置部会への申立てや、せたホッとへの相談について、子ども自身が行うことを支援するほか、子どもからの希望があれば、子どもに代わって行うものとする。

(8) アクセス手段

子どもが円滑に意見表明等支援事業を利用できるよう、委託事業者は電話、メール、はがき、SNSなどを活用しながら、意見表明等支援員にアクセスしやすい環境を整備することとする。また、子どもへの周知にあたっては、わかりやすいパンフレットや映像その他の広報媒体なども活用しながら取り組むものとする。

加えて、児童福祉司をはじめ、施設や里親等にも子どもへの利用の意向確認や、声かけといった協力をしてもらうなど、ニーズのある子どもが躊躇なく利用できるよう連携して取り組むものとする。

その上で、子どもが意見表明等支援員の利用を希望した際に、意見表明等支援員が子どものニーズに合わせて速やかに対応できるよう体制を整備する。

なお、意見表明等支援員の名称は子どもが親しみやすいよう、工夫して設定するものとする。

(9) 記録の作成

意見表明等支援事業において実施した子どもとの面談の内容や支援の内容に関しては、意見表明等支援員が記録を作成する。委託事業者は記録の厳重な管理と適切に作成・保管できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(10) 守秘義務・個人情報の管理

委託事業者は団体として、守秘義務の遵守や個人情報の適切な管理を行うことはもと

より、意見表明等支援員は子どもから把握した情報について、子どもから関係者に伝達することについて同意を得られているもの以外は守秘するものとする。

ただし、被措置児童等虐待の疑いなど、その子どもや他者に危害が及ぶ恐れがある場合は、子どもに対してなぜ報告する必要があるのか丁寧に説明し、理解を得た上で所管部署等へ報告するものとする。

(11) 事業の評価検証（事業実施主体である区の責務）

意見表明等支援事業の実施主体である区は、定期的に事業の評価検証を行い、事業の質の確保及び向上に向けて取り組むものとする。実施にあたっては、子どもへのアンケート調査やヒアリングなどを行い、利用者である子どもの意見を取り入れるよう仕組みを構築するものとする。

(12) 事業実施にあたっての留意事項

なお、世田谷区で本事業を実際に展開していくにあたっては、当面、以下のような課題が想定される。

事業を円滑に実施していくにあたっては、区内施設及び区内里親、その他の関係機関等からの理解と協力を得ながら進めていく必要がある。

都区間では、社会的養護の受け皿を広域利用しており、他自治体が管轄している施設や里親に措置している子どもへの意見表明等支援を誰がどのように行っていくのかなどについて、東京都や他児童相談所設置区との調整が必要となる。

意見表明等支援事業の担い手となる事業者が現状では限られている実態がある。担い手の育成も同時に行っていく必要がある。

以上のような課題を踏まえつつ、事業を着実に実施するにあたっては、より優先して実施すべき取組みなどから段階的に事業を展開していくことなども含めて検討していく必要がある。

また、委託事業者の決定後においても、実際に意見表明等支援員が施設等で活動を開始するにあたっては、区と委託事業者が具体的な実施内容について協議を行うとともに、施設等とも綿密な意見交換を行うための必要な準備期間を設けるものとする。

意見表明等支援員に求められる専門性について

○ 意見表明等支援員に求められる専門性（アドボカシーに関するガイドライン案抜粋）

- 1 アドボカシーに関する基本的な専門性（知識・態度・スキル）
 - （１）権利の主体としての子ども
 - 子どもの権利についての理解
 - 子どもについての理解
 - （２）子どものアドボカシー
 - アドボカシーとは
 - アドボカシーの理念と役割
 - アドボカシーの種類とその必要性
 - アドボカシーの過程
 - （３）意見表明支援員に求められる態度・スキル
 - 子どもの年齢・特性に応じ安心感・安全感を与えられる環境の確保
 - 子どもの尊厳を守ったコミュニケーションと信頼関係の構築
 - 子どもの年齢・特性に応じた情報提供
 - 子どもの年齢・特性に応じた傾聴
 - 子どもの年齢・特性に応じた意見形成支援
 - 子どもの年齢・特性に応じた意見表明支援（代弁を含む）
 - 関係機関・関係者（里親・施設職員など）との関係形成
 - 権利擁護の状況の把握
 - 課題やジレンマへの対処
 - 危機的状況への対処のあり方
 - 記録の取り方及び個人情報保護のあり方
 - 終結のあり方
 - 意見表明支援員の専門性向上
- 2 社会的養護に関する基本的な専門性
 - （１）児童福祉制度の概要
 - （２）児童相談所の業務と役割
 - 相談援助業務とその役割
 - 一時保護業務とその役割
 - （３）社会的養護制度と権利擁護システム
 - 児童福祉施設の概要
 - 家庭養護の概要
 - 社会的養護における権利擁護システム（苦情解決システム、被措置児童虐待対応システム）
 - （４）児童福祉審議会の概要
 - （５）在宅支援におけるアドボカシー

(6) 一時保護所におけるアドボカシー

子どもへのアドボカシーシステムの説明及び確認のあり方

アクセシビリティの確保のあり方

(7) 代替養育におけるアドボカシー

移行過程(アドミッションケア)でのアドボカシー

代替養育における生活の過程でのアドボカシー

代替養育におけるリーピングケア・アフターケアの過程でのアドボカシー

○ これまでの議論を踏まえ、世田谷区が意見表明等支援員に求めること

- ・ せたホッとや一時保護所第三者委員等、世田谷区の子どもの権利擁護の仕組みを理解すること。
- ・ 世田谷区の関係機関の役割を理解し、活動の中で把握した子どもの意見について、適切な機関に対して意見表明支援や代弁を行うこと。
- ・ 子どもと対等に向き合い、子どもの意見等を受け止めること。
- ・ 子どもが、困りごとや訴えたいことを上手く言葉に出来ない場合に、子どもとの丁寧なやり取りを重ね、意見を引き出していくこと。

(参考1) 臨時部会での主な意見

第1回臨時部会での主な意見(全て委員からの意見)

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

- ・ 児童福祉法改正により、施設入所児童の年齢上限が撤廃されたこともあり、議論の対象となる子どもの年齢の考え方を整理する必要がある。
- ・ 物心つかない子どもや、幼児の権利をどのように守るか考える必要がある。
- ・ 生育環境や知的な発達の違いによって、権利擁護に対する子どもの理解度に違いがある。それを踏まえ、大人がどう受け止めるかが課題である。
- ・ 在宅の子どもを対象として考える必要がある。また、意見を言うことが得意でない子どもの意見を取りこぼすことがないようにする必要がある。
- ・ 一時保護しない場合、子どもと保護者の意見・意向を確認し、一時保護しないことについて、苦情申し立てができることを児童相談所から教示する必要がある。
- ・ 施設や里親家庭での被措置児童等虐待には至らないような権利侵害の事案について、取りこぼしがないようにする必要がある。
- ・ 十分な子どもの権利擁護システムを構築するためには、せたホッとや施設の第三者委員等の既存の機関がどのように対応するかを想定し、横断的な対応ができるように工夫することが必要ではないか。
- ・ 里親家庭の場合、児童相談所に言うと家にいられなくなるのではないかと、という恐怖心が子どもにあることも踏まえ、子どもの意見聴取の方法を検討しなければならない。
- ・ 施設や里親に関するせたホッとへの相談が少ないことから、子供の権利ノート等での書き方や、周知の仕方を工夫しなければ、今後新しい権利擁護の制度を設けたとしても、十分に意見を拾うことができない恐れがある。
- ・ せたホットは、子どもから申出を受けて動く仕組みであることに留意し、協力体制等を検討する必要がある。
- ・ 区の実践に加え東京都の制度も利用できる。複数の機関がある中、取りこぼしがないよう、広くカバーできるようにしておけると良い。

ポイント 児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること

- ・ 一時保護や入所措置等をしない家庭について、児童相談所が意見聴取するタイミングを定められると良い。

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

- ・ 里親支援専門相談員は、子どもと密にやり取りがあるため、子どもの意見を聞き取る者として適切ではないか。
- ・ フォスタリング機関の職員で、日常的に子どもと関係性を築いている者は適切なのではないか。
- ・ フォスタリング機関やせたホットとは別に、子どもの声を100%聞く役割を持つ機関が必要ではないか。

第2回臨時部会での主な意見（委員及びヒアリング参考人からの意見）

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

（ヒアリング参考人からの意見）

- ・ 子どもの意見を聴取するだけで終わらせず、活かしていくこと、フィードバックすること等が必要。

ポイント 児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること

（委員からの意見）

- ・ 児童福祉司、児童心理司が長期間替わらずに担当することが望ましい。
- ・ 担当者が替わった後も、しっかりと繋がれるようなシステムを考えることが必要。

（ヒアリング参考人からの意見）

- ・ 児童相談所から子どもに対して、子どもが置かれている状況について、より丁寧に説明できると良い。
- ・ 措置される子どもに、今後の生活や見通しを説明できると良い。

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

（委員からの意見）

- ・ 独立している立場であることが必要である。
- ・ なるべく継続的に長期間関わる必要がある。
- ・ 職種や年齢は問わず、その子どもに合う人かどうか重要である。
- ・ 話したことを口外されない安心感が必要である。
- ・ 子ども自身が、様々な大人の中から自分に合う人を選ぶことができる仕組みが良い。
- ・ 子どもは、批判をしたら環境を変えられてしまうかもしれない、という恐れを抱いていることを念頭に置く必要がある。
- ・ 意見表明の前段階として、意見形成支援が必要である。
- ・ 意見形成と意見表明の前提として、身体的・心理的に子どもの安全が確保されている必要がある。
- ・ 子どもが抱える不満感は根源的かつ複合的なものであり、アドボケイトが全て解決するというものではなく、子どもの権利を守る機能の一つとして位置づけることが適当ではないか。
- ・ 寄り添って話を聞いてくれる存在がいることが子どもの成長にとって重要である。
- ・ 施設の第三者委員よりも身近な存在として、複数の相談先の一つとして、新たに設けられると良いのではないか。
- ・ 独立性と守秘義務を担保しながら、関係機関とどう連携するかが課題である。

（ヒアリング参考人からの意見）

- ・ 子どものことをそのまま受け止め、真剣に話を聞くことが重要で、年齢、資格、頻度はそこまで重要ではないのではないか。

- ・ 否定せずに、まずは聞くという姿勢が必要。
- ・ 10～20歳くらい年上の方が担い手としてはふさわしい。
- ・ 同性で、20代後半から30代前半の方が担い手としてはふさわしい。
- ・ 若いだけでなく、それなりの知識を持っている人が担い手としてはふさわしい。
- ・ 社会的養護など、自分と近い経験をもつ、少し年上の方が担い手としてはふさわしい。
- ・ 夜間、放課後、休日の日中が相談しやすい。
- ・ 生活している部屋や建物とは別の場所が相談しやすい。
- ・ 遊びや勉強など、何かしながら実施するのが良い。
- ・ 質問や意見を投げかけてもらい、それに反応する方法が良い。
- ・ 特に初めの頃は頻りに子どもと会い、関係性を構築することが望ましい。
- ・ 相談してみて、合わなければ別の人に相談できる仕組みが良い。
- ・ 思春期、第二次性徴期のタイミングで意見を聞いてもらえると良い。
- ・ 進学、進路相談、就職のタイミングで意見を聞いてもらえると良い。
- ・ 自立、措置延長のタイミングで意見を聞いてもらえると良い。
- ・ 措置変更のタイミングで意見を聞いてもらえると良い。
- ・ 幼児、知的能力が低い子ども、感情のコントロールが難しい子どもは意見を伝える能力が低く、支援が必要である。
- ・ 子どもの意見が、自発的にあるいは、親の意見、聞き取る者の期待、インターネットの情報等によって、変わり得ることに留意が必要である。
- ・ 頻りに会っていて子どもからの意見が出ないとしても、気にかけている人がいるということが子どもに伝わることが重要である。
- ・ 施設の第三者委員との役割の整理は必要だが、子どもの相談先が複数あることは望ましい。
- ・ 他自治体の児童相談所から措置された子どもの扱いを整理することが必要である。
- ・ 児相の職員、施設職員、実親等の理解を得た上で実施することが必要である。

第3回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

- ・ 関係機関との連携を円滑にするためには、関係機関に対して「子どもの権利」についての理解を促進していくことが必要ではないか。
- ・ 既存の仕組みはあるが、子どもの意見を聞く仕組みが複数あっても良いのではないか。複数の仕組みで色々な大人がいる方が、子どもにとって使いやすい制度であると考えられる。
- ・ せたホッと見相が関わる子どもの意見を聞いているという点は、アドボケイトの役割と重なるため、整理する必要がある。
- ・ 意見表明等支援員が定期的に来ても、意見を言い出せない子どもはいるのではないか。意見表明等支援員が聞いた意見だけでなく、他の身近な大人が聞いた意見も

拾い上げていく必要があるのではないかと。

- ・ 東京都で作られるアドボケイトの仕組みとは分けて考え、世田谷区の独自性を出せる形で制度を作る必要がある。

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

- ・ せたホッととの相談・調査専門員とアドボケイトは役割も若干異なることから、求められる専門性も必ずしも一致せず、アドボケイトには子どもの意見を代弁するための専門性が求められるのではないかと。
- ・ 子どもに接するという点では年齢に近い方が良いと考えられるが、他機関との調整を行う場合は、あまり若いとやりにくさがあると考えられる。事務局で補う等の工夫が必要ではないかと。
- ・ せたホッとが子どもの支援を中心に据えているように、アドボケイトも単に子どもの意見を聞いて代弁するだけでなく、児童相談所の支援の中で子どもが置き去りにならないように見ていくことが求められるのではないかと。
- ・ 幼児、障害のある子ども等を取りこぼさないようにする必要がある。

第4回臨時部会での主な意見（委員及びヒアリング参考人からの意見）

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

（委員からの意見）

- ・ 措置部会が一度答申をしたケースに対して子どもが不服を申し立てた場合に、その審査を措置部会が行うこととすると、同じ結論しか得られないことになり不適當ではないかと。
- ・ 毎日子どもと接する職員をどうケアして、いかに余裕を持って子どもと接することができるようにするかが、子どもの生活の豊かさや成長につながっていくのではないかと。

（ヒアリング参考人からの意見）

- ・ 一時保護所職員のケアも重要。職員がもっと余裕をもって子どもと接することができるようになると、第三者委員も子どもから意見を聞きやすくなり、一時保護所全体の雰囲気も明るくなるのではないかと。
- ・ アドボカシーの体制整備にあたって、子ども、若者、ケアリーバー等の当事者の声も取り入れられることを期待している

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

（委員からの意見）

- ・ 一時保護所第三者委員は、アドボケイトの機能も併せ持っていると考えられるのではないかと。
- ・ 一時保護所第三者委員の、保護所全体の改善に向けた助言等もするという点は、アドボケイトにはない役割である。
- ・ 家族背景やその子どもの問題行動等、そうしたことに関係もなく、その子どもの

気持ちや意見を支え、共に考えるという役割が必要ではないか。

- ・ 子どもと関係機関との間で、意見の代弁や対応結果の伝達を繰り返すことで、子どもを妥協させるということではなく、現実的なところで子どものニーズを叶えていく、そういう関係機関との「調整」という役割もあるのではないか。
- ・ 一時保護所第三者委員と意見表明等支援員が別々に存在していて、子どもはどちらにも相談できるという制度が良いのではないか。その場合、両方でケース共有をする等の調整が必要ではないか。
- ・ 子どもと信頼関係を築くにあたっては、日々子どもと接している職員が間に入ること、食事を一緒に摂ることが重要。
- ・ 子どもの意見を正確に捉えるためには、その子どもや施設等の状況を把握していることが求められるのではないか。

(ヒアリング参考人からの意見)

- ・ 意見表明支援の前の、意見形成支援も行うことが求められる。
- ・ 子どもが表明した意見が全て叶えられるものではなく、できることを一緒に考えて行動することが求められるのではないか。
- ・ 決定のプロセスに子どもが参画できることで、希望通りの結果にならなくても、勝手に決められたのではないと感じるため、結果に納得できるようになるのではないか。
- ・ 子どもの声にじっくりと耳を傾け、子どもを信じ寄り添い、子どもの力を引き出すことがアドボケートの仕事になると考える。
- ・ 意見表明等支援員は独立性があって、子ども側に立つ存在で、他の機関の都合に基づいて子どもを説得するといったことはしないのではないか。
- ・ フィードバックするのは児童相談所等で、意見表明等支援員はそれを子どもと一緒に聞く立場になるのではないか。
- ・ 意見表明等支援員は、「必ず子どもにフィードバックする人」とは位置づけず、「子どもの話を聞き、一緒に思考を整理する人」と位置づけることが考えられるのではないか。
- ・ 子どもの話を聞くことに特化することも重要ではないか。
- ・ 代弁の前に、まずは子どもが自分で意見を言えるように支援していくことが求められるのではないか。
- ・ 継続的、定期的に子どもを訪問し、余裕をもって遊ぶこと等を通して信頼関係を構築していくことが必要ではないか。
- ・ 子どもと遊びながら話を聞く、話を聞いて一緒に何か考えるといったことをこまめにする必要があるのではないか。
- ・ 月に1回程度の活動では意見形成支援までは行うことができない。より高い頻度で日常生活に寄り添うことが必要ではないか。
- ・ 週に1回訪問していれば、訪問の後に相談したいことができても、来週に向けて話したいことを整理することもできて良いのではないか。

- ・ 子どもに権利があるということは、子どもが自分で決めてその責任も子どもがとるということではなく、大人が子どもの意見をしっかりと聞いて、大人が子どもと一緒に意思決定をすることだという点に留意すべきではないか。
- ・ 意見表明をした子どもにフィードバックすることが必要。結果が子どもの望んだものでなくても、大人が寄り添って真剣に考えたのだと伝わるのが重要ではないか。
- ・ 子どもが自己中心的に言いたいことを言うだけの制度にならないように、意見を聞いた個人個人が判断するのではなく一定程度共通の判断基準を設ける等、枠組みを作ることが重要ではないか。
- ・ 意見表明等支援事業の実施者と、児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター等の職員が、相互に役割を理解した上で取り組む必要があるのではないか。

第5回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

- ・ 児童福祉審議会に子ども本人が出席することは、非常に心理的な負担が大きいと思われるため、意見表明等支援員が出席することも可能な制度とすることが必要。
- ・ 場所、人数等の実施方法を工夫することで子ども本人の心理的負担を減らしながら、児童福祉審議会の委員が子ども本人から直接話を聞くことも考えられるのではないか。
- ・ 言葉で意見を表明できなくても、表情や目線から汲み取れることもあるので、言葉で意見を表明できる子どもや一定の年齢に達した子どものみを対象とすることは不適當ではないか。
- ・ 障害がある子どもの意見をどう汲み取るかも検討が必要である。
- ・ 言葉で意見を表明できない子どもの意見を汲み取るためには、精神科医や臨床心理士が見立てるなど、正確性を確保することが必要ではないか。
- ・ 障害福祉分野では、言葉で意見を表明できない人の意見を汲み取るため、ケースワーカー、医師、家族等がチームで判断、決定する取り組みがあるが、応用することが考えられるのではないか。
- ・ 今回検討している「子どもの意見を聴く」ということについて、ケースワークを進める上で必要となる子どもの意見の聴取を補強していくものとするのか、司法面接と同等のものとするのか、整理する必要がある。これまでの議論の流れとしては、児童相談所のケースワークを進める上で必要となる子どもの意見の聴取を補強するものとするのが妥当ではないか。
- ・ 時期や状況によって子どもの意見は変わるものであり、ある時点の言葉だけによって、その後の子どもの意見を受け入れないといったことがないようにしなければならない。
- ・ 措置等する前に、子どもに対して児童福祉審議会の位置づけや役割、そこに申し立てることで何ができるのか、といったことを子どもにしっかりと説明する必要がある。

る。

- ・ 保護者に行政不服審査法に基づく審査請求が行える旨教示がされていることと同じように、子どもに対しては児童福祉審議会で審議してもらえることを伝えておくことが考えられるのではないか。
- ・ 一時保護実施にかかる意向不一致について、保護開始前あるいは保護開始後最初に開催する児童福祉審議会で諮問することのだが、子どもにはその期日を明確に伝える必要があるのではないか。
- ・ 最初に開催する措置部会にて諮問するだけでなく、措置部会の委員から何名かが意見を聞きに行くといった方法も考えられるのではないか。
- ・ 子どもにとって、自分の思いが叶ったという体験をすることが非常に重要である。
- ・ 児相の援助方針に対する意向不一致が生じた際に、児相が諮問する方法だけではなく、子どもが直接申し立てる方法も設けるべきである。
- ・ 児相の援助方針について、関係機関から児童福祉審議会へ申し立てる方法も検討するべきではないか。
- ・ 生活上の不満に関する調整イメージについて、里親等に働きかける可能性のある機関として、区とは別に、フォスタリング機関を記載するべきではないか。
- ・ 施設に働きかけても改善されないこともある。指導権限を強めるというよりも、区が施設と一緒に良い方向に向かっていこうとするような関わりが今後必要になるのではないか。

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

- ・ 子どもは、組織や職名ではなく、顔見知りで身近に感じられるような「人」を頼ることになるのではないか。
- ・ 大人の視点で考えると、自分が子どもの意見を聞く余裕がない時も、色々な仕組みで子どもの権利を守る機能があると知っておくことも重要である。
- ・ 意見表明等支援員の心理面に配慮すると、スーパーバイズ機能が必要ではないか。
- ・ 資格等を要件としないとしつつも、専門性を有することを要件とする等、矛盾しているようにも見受けられる項目があり、外部委託先の確保が難しくなるのではないか。実施可能な内容にしていくことが必要である。
- ・ 意見表明等支援員という名称では硬すぎるのではないか。子どもが親しみやすい名称や内容が分かるカードなどを用意できると良いのではないか。

第6回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

- ・ 措置を解除された等、児童相談所との関わりがなくなった後に当時のことについて相談する方法を、措置されている間に説明しておく必要があるのではないか。
- ・ 措置を解除された後に権利救済を図る場合、児童福祉審議会を活用することが考えられるが、成人してから申し立てることができるか等、申立者の要件を検討する必要があるのではないか。

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

- ・ 弁護士が意見表明等支援を実施する場合、弁護士会から弁護士の推薦を受けておき、子どもや施設等から要請があった時に、個別に委託等する方法が考えられるのではないかと、ただし、定期訪問を実施する場合は別の方法が必要。
- ・ 子どもから出た意見に対してどのような対応をしたか、区の担当部署から児童福祉審議会等に報告する必要があるのではないかと。
- ・ 意見表明等支援員が意見の代弁とフィードバックを繰り返すことで事実上調整機能を果たすことは考えられるが、本分は意見の代弁とフィードバックになるのではないかと。
- ・ 子どもへのフィードバックは施設の職員等が行い、意見表明等支援員は後日、子どもの納得感を確認する役割を担うことが考えられるのではないかと。
- ・ 子どもの気持ちを理解して、子どもとのやり取りの中で、その気持ちを子どもの言葉として引き出していくことが、意見表明等支援員の役割ではないかと。
- ・ 子どもの権利について、子どもに教えていく役割も必要ではないかと。
- ・ 資格よりも、子どもの権利と人権に対する理解、社会的養護に対する理解、社会的養護のケアを受けている子どもの心情に対する理解がどれだけあるかが重要。
- ・ 子どもと対等に向き合っ、気持ちを受け止めることができるかが重要。
- ・ 事業者全体では、一定程度資格を持つ者がいることを求めることは必要ではないかと。
- ・ 意見表明等支援事業を開始した後も、意見表明等支援員が学ぶ機会を作ることが重要。
- ・ 実際に意見表明等支援事業を実施しながら、その業務について検討する場を作っていくことが重要。
- ・ スーパーバイザーだけでなく、直接子どもと関わる支援員に、様々な立場の人がいることも重要。
- ・ 事業実施前に研修を受けてもらうことが必要ではないかと。
- ・ 仕様書に、意見表明等支援員の質を確保するための資質を盛り込むことが必要ではないかと。その上で研修を実施し、事業全体の質を確保していくことが必要ではないかと。
- ・ 先入観を持たないようにする等の観点から、事前の情報把握は必要ないのではないかと。
- ・ 意見表明等支援員は、事前に情報を聞いたとしても取捨選択できる能力がある者が担うことを想定すれば、あらゆる情報は提供しておくべきではないかと。その上で、子どもに寄り添い本音を聞き出すことが必要ではないかと。
- ・ 施設、事業者、いずれも子どもの意見伝達の担当職員を事前に決めておくべきではないかと。
- ・ 子どもから意見が出たということを意見表明等支援員全体や、一時保護所や児童相談所、施設等の担当者と共有するといった、事業者からのフィードバックを共有

- する場を設けることを検討する必要があるのではないか。
- ・ 第三者委員よりは高い頻度で実施して、子どもの話を聞く機会を多く設けることが必要ではないか。
- ・ 意見表明等支援員の定期的な訪問の頻度は、担い手を何人確保できるか、実際に活動できる人を何人養成できるかといったことを踏まえて決定する必要があるのではないか。
- ・ 子どもからの意見表明等支援の要請の受け手は、第三者性の観点から、意見表明等支援事業者とすることが適当ではないか。
- ・ 被措置児童等虐待が疑われる場合など、守秘義務に例外があることは子どもと最初に会った際に約束事として伝えることが望ましいのではないか。
- ・ 子どもが意見表明等支援員に過度な期待をして意見表明等支援員の負担にならないよう、その担う機能について、子どもにしっかりと説明する必要がある。
- ・ 関係機関との連携について、施設の第三者委員や、都の権利擁護専門相談員との連携も検討する必要があるのではないか。
- ・ 事業実施前に、子どもたちに「どういう制度にしていくべきか」意見を聞くなど、子どもの参画する機会を設けることが考えられるのではないか。
- ・ 子どもに分かりやすく説明するため、視覚情報を使うことも必要ではないか。
- ・ 文書や絵ではなく、映像で伝えられると子どもは理解しやすいのではないか。

第7回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

- ・ 児童養護施設職員の意見表明支援に関する理解の促進に向けた取組みについては、施設に赴いて研修を実施する方法がいいのではないか。
- ・ 制度的アドボカシーの担い手が社会的養護経験者の話を聞くことで、意見表明等支援事業導入の必要性等への理解が深まるのではないか。
- ・ 制度的アドボカシーの担い手に、制度的アドボカシーと独立アドボカシーの役割の違いが分かるように説明する必要があるのではないか。
- ・ 施設同士で意見表明等支援事業のメリット等を共有することで、制度的アドボカシーの担い手の意見表明支援に関する理解が深まるのではないか。

ポイント 児童相談所が行う意見聴取等措置に関すること

- ・ 制度的アドボカシーとして児童相談所が意見聴取等措置の実施を義務付けられていることを踏まえ、意見表明等支援事業が導入されることで児童相談所の意見聴取等措置が疎かにならないよう、留意する必要がある。

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

- ・ 措置等決定時にすべての子どもの意見等を確認することについては、事業者が対応できる規模を踏まえながら実施する必要がある。
- ・ 子どもに権利があること、自分の気持ちや意見を聴いてもらう権利があるという

ことを子どもにいかに関えられるかが、鍵となるのではないか。

- ・ 在宅指導ケースについて、要請がない場合にも活動することが必要ではないか。例えば在宅指導が終了するタイミング等、一定の場合には意見表明等支援員が聴くといった方法が考えられるのではないか。
- ・ 意見表明等支援員の負担が過大にならないよう、意見表明等支援員同士の相談や、スーパーバイザーとの共有の機会として、ケース検討等を行う必要がある。
- ・ ケース検討等をどれくらいの頻度で設けるか、事業者選定の際の仕様書に盛り込むことが重要ではないか。
- ・ 意見表明等支援事業開始後も、細かいところで施設等との調整が必要になると考えられるため、区事務局と事業者事務局が意見交換しながら、実施の詳細を作り上げていく必要がある。
- ・ 意見表明等支援事業の特に開始当初は、こまめに事業者と区の意見交換の場を設けることが必要ではないか。
- ・ 子どもが、意見表明するとは言わずに重要な意見を言った場合にも、意見表明等支援員の原則や役割を守りつつ、子どもの意見を必要なところに届けるため、関係機関と連携することが必要ではないか。

第8回臨時部会での主な意見（全て委員からの意見）

ポイント 子どもの権利擁護の環境整備に関すること

- ・ 一時保護所第三者委員、意見表明等支援員、児童相談所職員等の協議の場を設けることが必要ではないか。
- ・ 一時保護所第三者委員、意見表明等支援員のそれぞれの役割を子どもに説明することが必要ではないか。
- ・ 子どもが、一時保護所第三者委員と意見表明等支援員のどちらに対しても何を話してもいいと理解できることが重要ではないか。

ポイント 意見表明等支援事業に関すること

- ・ 守秘義務の例外について、最初に約束事として伝えるだけでなく、そのことが起こった時にも子どもに説明することが必要ではないか。
- ・ 意見表明等支援員の養成の中で、障害児施設の方から、障害がある子どもとのコミュニケーションについて学ぶといった方法が考えられるのではないか。
- ・ 非言語コミュニケーションの活用については、障害者支援など、他の分野で蓄積された知識や技術を取り入れることが考えられるのではないか。
- ・ 措置決定等のタイミングだけでなく、親との面会交流など、子どもにとってストレスが大きいことを行う時にも、意見聴取をするべきではないか。

(参考2) ヒアリング実施概要

児童相談所が関わる子どもの権利擁護について検討するにあたり、関係機関等の意見を聞くために、第2回～第4回臨時部会において、以下のとおりヒアリングを実施した。

第2回臨時部会でのヒアリングについて

(1) ヒアリング参考人

| | |
|-------------|--------------|
| 養育家庭（里親） | 2名 |
| 児童養護施設職員 | 2施設2名ずつ（計4名） |
| 児童養護施設経験者 | 2名 |
| 養育家庭（里親）経験者 | 1名 |

(2) ヒアリングの進行

ヒアリング参考人1名ずつ実施（児童養護施設職員のみ施設単位で実施）
ヒアリング参考人が、下記の内容について意見等を述べる（15分程度）。
各委員は、参考人の意見を聞いたうえで、適宜質問を行う（15分程度）。

【養育家庭（里親）・児童養護施設職員】

- ・ ご自身について（経歴や養育に携わっている年数等）
- ・ 子どもの意見等を把握するにあたって困難を感じる点
- ・ 子どもから多く聞かれる意見
- ・ 意見表明等を支援する必要があると感じる年齢や場面
- ・ 児童相談所等との連携について
- ・ 意見表明等支援について、不安に思う事、抵抗を感じること 等

【養育家庭（里親）経験者・児童養護施設経験者】

- ・ ご自身について（支障のない範囲）
- ・ 意見を伝えていた場面
- ・ 意見を聞いてもらいたいと思った場面
- ・ 自分の意見が伝わっていないと感じた場面
- ・ どんな人が意見を言いやすいか
- ・ どんな環境、方法が意見を言いやすいか（時間帯、場所、聞き方等） 等

第3回臨時部会でのヒアリングについて

(1) ヒアリング参考人

せたがやホッと子どもサポート 子どもサポート委員 月田 みづえ委員

(2) ヒアリングの進行

ヒアリング参考人が、下記の内容について意見等を述べる（20分程度）。
各委員は、参考人の意見を聞いたうえで、適宜質問・意見交換を行う（40分程

度)。

- ・ 具体的な活動内容
- ・ 活動の中で困難を感じる点
- ・ 活動の中で子どもから多く聞かれる意見
- ・ 児童相談所との関係について

等

第4回臨時部会でのヒアリングについて

(1) ヒアリング参考人

- 一時保護所第三者委員 明石 眞弓委員
- 一時保護所第三者委員 熊澤 美帆委員

(2) ヒアリングの進行

ヒアリング参考人が、下記の内容について意見等を述べる(20分程度)。

各委員は、参考人の意見を聞いたうえで、適宜質問・意見交換を行う(40分程

度)。

- ・ 具体的な活動内容
- ・ 活動の中で困難を感じる点
- ・ 活動の中で子どもから多く聞かれる意見
- ・ 意見表明等を支援する必要があると感じる年齢や場面
- ・ 児童相談所、せたホッと等との連携について

等